

鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その五

大嶋陽一¹、四井幸子、芝田尚子、松本美佐子、錦織真弓

A reprinting of "Official diary of Great Village Headmen in Tottori province in the Edo period" vol. 5

Yoichi OOSHIMA¹, Sachiko YOTSUI, Naoko SIBATA, Misako MATSUMOTO and Mayumi NISHIKORI

はじめに

本稿は、因幡国岩井郡の郡役人を歴任した浜大谷村（岩美町大谷）の中島家が、近世初期から後期にかけて作成した「御用日記」のうち、中島徳兵衛正幸の大庄屋勤務中の①正徳六年（享保元年、一七一六）、②享保二年（一七二七）、③享保三年（一七二八）分を翻刻紹介するものである。なお、享保二、三年分の表紙に中島徳兵衛正幸の諱と思われる「正恒」という名が記されており、当時、正幸でなく正恒を諱としていたことが知られる。

著者らは、すでに『鳥取県立博物館研究報告』において四回にわたって翻刻を行っているが（大嶋ほか二〇一〇―二〇一八）、本稿はそれにつづくものである。享保期の鳥取藩政は請免制を創始した鳥取藩土米村所平らが活躍した時代であり、この前後の時期に藩の農政の基本が形づくられている。「御用日記」は享保から宝暦にかけての時期のものが最も充実しており、当時の地方の様子を具体的に知りうる貴重なものとなっている。中島家や当該期の岩井郡の概要については、これまででも研究報告のなかで触れているので、こちらを参照いただきたい。

翻刻分における主な記事について

今回翻刻を行ったなかで、筆者らの興味関心に基づいていくつか紹介しておきたい。

①細川梅

正徳六年（享保元年）正月に細川村善光院にあった「細川梅」を十五本継がせるという記事がある。細川梅とは因幡を代表する銘木とされ、寛文二年（一六六二）成立の松江重頼『毛吹草』（岩波文庫）に因幡の名産として挙げられ、因幡地方を代表する近世初頭の地誌『因幡民談記』によると「細川梅ノ事輪大キナル八重ノ白梅ニ赤キ飛入アレバ、世ニメヅラカナル花故、昔ヨリ国ノ中ニテ名ヲ得シ木ナリ、然ルニ国ノ土産トハナシガタシ、是ハ京都ニテ聞伝ヘ実ナド自余ニ替リタルト心得書人タル歟」と八重の白花に赤い色の飛びが入った大輪の梅の花を咲かせることを特色としていたようである。

内外に広く知られたこの梅の植え継ぎは、「御用」として行われており、藩が管理に参与していた。これは、藩主が岩井温泉入

¹ 鳥取県立博物館

〒680-0011 鳥取市東町 2-124

Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan

Email : ooshimay@pref.tottori.lg.jp

[受領 Received 23 December 2018 / 受理 Accepted 5 February 2019]

湯の際に立ち寄ることが頻繁にあったことが主因と考えられる。名所が権力によって管理される事例は、江戸幕府が江戸の飛鳥山や小金井など桜の名所を整備した事例がよく知られるが、鳥取藩でも同様に行われていたことがわかる興味深い記事である。中島家の家史である『源姓中嶋氏諸生伝一』（当館蔵）によると「享保元年丙申春、細川村善光院ノ梅為継候様二被仰付、徳兵衛世話焼、御郡中四、五十本モ為継候へトモ、老本モツキ不申候」と、結局植え継ぎは失敗したようである。

②幕府領巡見使通行

正徳六年（享保元年）三月六日、幕府領の巡見のため鈴木藤助・小池岡右衛門・石河浅右衛門が但馬・因幡国境の蒲生峠越えで鳥取藩領を通過した。その際の藩役人以下、大庄屋・宗旨庄屋らの出迎えの様子が記される。巡見使一行は、因幡に入り、岩井温泉（湯村）に宿泊している。

③鳥取城中ノ丸普請

正徳六年三月二日以降、鳥取城の中ノ丸（現在「三ノ丸」といつている場所）の作事・普請が行われた。この普請御用により、材木や縄といった作事材料、大工や人夫調達に関わる記述が多く見られる。この普請は、『源姓中嶋氏諸生伝一』によると「鳥取城御本丸（現、二ノ丸―筆者注）石落掛り御氣遣二被為思召候由ニテ、二ノ丸（現、三ノ丸―筆者注）ニ御普請被仰付、建直り申候、大分竹木被仰付」と、当時の藩主居所の本丸（現在二ノ丸といっている場所）が裏山の久松山よりの落石の心配があったため行われたということがわかる。享保二年五月十八日に、今後「中ノ丸」を「二ノ丸」とする記述があり、この頃に完成したようである。この新しい鳥取城は享保五年の石黒大火で灰燼に帰してしまふ。

④享保二年の百姓一揆

享保二年二、三月に発生した日野郡以下伯耆国農民らによる一揆の記述、および一揆発生後の対応に関する記載は、今回翻刻分のなかで最も重要なものと思われる。請免制に対する不満から発生した日野郡百姓一揆は、伯耆一円、因幡と飛び火した。三千人を超える日野郡の一揆勢は、鳥取城の堀際まで押し寄せたものとして、元文四年（一七三九）の元文一揆と並んで著名な

ものである。

一揆集結ののち、藩は全藩的に御救米として同年の年貢のうち一割を減額し、七年前に藩に差し出させた二分米（年貢の内二分を別に藩に差出す）の返納、麦年貢（正徳二年から五年間、通常の倍額徴収とされていた）の減額、普請役の軽減などを行った。しかし、藩側からすると御救米は請免制の破綻に繋がるとして（藩は「請免の破れ」と認識していた）、のちこれを撤回した。当時の藩政は、財政の悪化という問題から、例外を許さない年貢取り立て、つまり請免制の厳密な運用を最重要視していたが、農民側はそれに対し不満を強めるといった状況にあった。この一揆はそうした藩政状況をよく示している。『源姓中嶋氏諸生伝一』の享保二年一揆関係記事は内容が良くまとめられており参考になるため長文であるが掲載する。

一享保二年丁酉春、伯州日野郡百姓致一党、三十年己未米村所平殿御両国御仕置請免二被仰付所、近年悪立毛打続、其上御役人被成方不自由ニテ、御城下二御願二罷出候トテ、西郡騒動ノ旨相聞へ申二付、長役青木甚太夫殿・二宮幸助殿・御郡奉行熊沢甚五左衛門殿、二月初二西郡へ御出、日野郡へ少々御米可被遣旨被仰渡、御帰被成候処、取捌様不自由ニテ、右御役人衆中二遠慮被仰付、跡役御郡代米村所左衛門殿、御吟味役米村四郎治殿へ被仰付、直二西郡二御出被成候処、其内百姓ドモ大勢一同イタシ、右御奉行衆中へ石打掛ケ、棒イタ鎌ヲ以テ追戻シ、其狼藉ノ仕形、漸ク鳥取へ御帰被成候、然ル処二月廿八日、日野郡百姓三千人程、鳥取御城下へ御願二罷出、桜ノ馬場ヨリ荒尾志摩殿御門外、又ハ捨門迄相詰候、尤在方御奉行衆中被仰渡候義ハ肯ヒ不申、願書尅通荒尾志摩殿へ指上候由、依之御評議有之、尅損通り御米被遣、其上七年前卯ノ年、米村所平殿ヨリ、御無心被仰候式歩通りノ米モ、此度御戻シ被遣候、三月二日、又会見・汗入・八橋・久米・河村五郡共ニ、大勢罷出、鶴殿大隅殿前ヨリ、福田兵部殿辺迄、相詰候、当國中ノ百姓モ追々不残罷出、岩井郡モ蒲生谷ノ百姓共大勢二月四日ニ、高山村河原迄罷出騒動二付、大庄屋高山重四郎同父又市御城下ニ罷出候事相止メ候様ニト、色々致教訓候へトモ不聞入、浦富へ廻リソレヨリ七山迄道中相続参候二付、大庄屋（後書「浜大谷村」）徳兵衛又々種々道理ヲ申聞セ候へバ、漸ク致納得、浜大谷村ヨリ皆々罷歸候、右ノ通因伯御郡々大勢騒動二付、御目付衆中、御城欄干橋ニテ、御両国共ニ尅損通、其上七年前指上候式歩米モ御戻被

遣段被仰渡、捻百姓聞キ在々へ帰候、依之米村所左衛門殿・米村四郎治殿、御役儀ハ当分ノ事也トテ、又青木甚太夫殿へ長役帰段二被仰付候、御両国百姓快ク開作難有奉存、御上為御祈禱、御両国共二御郡々大社ニテ御祈禱申上、御礼御洗米御神酒等指上候、今年耕作宜ク宝年ニテ候。

⑤ 田後村の疫病

享保二年十月頃より田後村で「風病」が流行した。風病とは「古く、風の毒に冒されて起こるとされた病気。頭痛、四肢の疼痛あるいは以上感覚、発音障害、四肢の運動障害などの症状を伴うものの総称」（『日本国語大辞典』第二版）という。史料上では「疫病」ともされており、伝染病と認識されていた。十二月段階で、病人と看病人を含めて二百八十八人におよんだ。翌三年になっても治まりを見せず、四月段階で死者百九人、病人二百四十四人、病後の者が百十三人、患者はあわせて四百六十六人（『御用日記』では六百六十六人とされる）にも及ぶ。当時、田後村の人口が何程であったかわからないが、江戸後期に家数が二百軒（『因幡志』）であるところから推測すると、かなり大規模な流行と死者の発生であったことがわかる。こうした状況に、藩は飯米を貸付け、鳥取観音院と牧谷権現堂のお札と洗米を田後村の全戸に配布している。田後村に対する藩の救済の特徴として、藩の船手（水軍であり河海や港湾等の管理を行う部署）による救済がある。田後村は藩主や藩用の魚を捕獲する基地であり、藩にとって重要な港（村）であった。農政を管轄する在方役所とは別に、船手が御救米一人につき一日米一合を支給している。

⑥ 享保二、三年の岩井郡下構の人口

鳥取藩では宗門改に際して、農民等から血判を取るということを行っていた。この血判の数によって人口を把握していた。いずれも六月に血判改めを集約して藩に血判帳を提出していた。享保二年の場合下構の人口は四千五百七十四人となっている。職業別にも集計されており、同地方における生業について考える上でも参考となる。

⑦ 非人札

正徳六年（享保元年）閏二月に非人札について記されている。非人札は非

人に対して藩が交付した木札で、天和元年（一六八一）より始まったとされている（『鳥取藩史』五、民政志）。正徳六年閏二月の記事から、藩は村々における非人札の作成業務を大庄屋・宗旨庄屋へ委譲したことが知られる。このことはあまり知られていないようであるため紹介した。

おわりに

「御用日記」は当該期の岩井郡の地方の様子がわかるだけでなく、藩政状況も窺えるものである。ここで紹介しきれないものも数多く載っており、ぜひ日記を御味読いただきたい。

参考文献

大嶋ほか（二〇一二～二〇一六）「鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻その一～四」（『鳥取県立博物館研究報告』四十九～五十五号）

翻刻凡例

・史料の解読は、鳥取県立博物館が所蔵する中島家文書「御用日記」をもとにおこなった。

・史料の中に今日の人権意識に照らし差別的な表現が含まれているものがある。しかし、これも含め歴史資料として、差別が形成された経緯を解明し、その正確な理解を得るためには不可欠なものと考え、また人権尊重について考える契機としていただく意味を込め、本稿ではそのまま掲載した。この点について、読者のご理解をお願いしたい。

・史料の解読にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。また、「より」や「して」など合字は一字ずつに直した。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「而」「之」は漢字を用いた。

③誤字、宛字、脱字、衍字は下記の通りとした。

〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に○をもって正字を記し、意味が不明確な用字は（ママ）と右側に記した。

〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかつ

た。ただし、それ以外のものは誤字に準じた。

〈脱字〉脱落していると思われる字を□で補い、右側に（脱力）とした。脱落している字がわかる場合は（〜カ）として正字を右側に記した。

〈衍字〉衍字はそのままとし、右側に（衍力）と記した。

④ 削除、訂正、追加、貼紙等は下記の通りとした。

〈削除・訂正〉見せ消ち等の場合、削除前に記入されている文字を（見せ消ち「〜」）のように明記した。

〈追加〉追加部分は該当箇所（後筆「〜」、（頭注「〜」）のように明記した。

〈貼紙〉貼紙は（付箋「〜」）のように明記した。

⑤ 判読困難な場合は、その字数を□□□□のように記入し、右側に（虫損）（欠損）（汚損）（判読不明）等と傍記した。字数が不明な場合は「 」とし、右側にその理由を記した。ただし、虫損などで判読が難しい場合でも文字が推測可能な場合は□の右側に（〜カ）と明記した。

⑥ 押印箇所には㊦と記入した。ただし、押印がなく「印」と記入してあるのみの場合には（印）と記入した。

⑦ 史料の改行は原文とは一致しない。

⑧ 句読点は適宜付した。

・ 解読は、芝田尚子、四井幸子、松本美佐子、錦織真弓が行い、校訂は大嶋陽一が行った。

正徳六年正月〜十二月

(表紙欠)

一 正月御勘定ニ罷出申候、十一日ニ在御用場ニ而大勘定仕、十三日御勘定仕候。
 一同廿一日、御家老中様廻り御目見へ被仰付候、同日ニ於御勘定所ニ御料理被為下候。

正月廿一日

一 細川梅継木御用由被仰付、拾五本つがせ候様ニと被仰付候、五本安二郎組、五本久左衛門組、合拾本申付候、外ニ拾本上構よりつがせ被申答。

一 鷲(奥)のす外、わし(鷹)御用二候、若得取不(欠)、すの有所在御用場へ御注進申上候様ニと被仰付候、尤鷲の尾・羽共ニ御用由、組頭衆へ申渡之。

一 河州(池田清忠)様御小人八東郡郡家村市介と申者引込、其替り岩本村善九郎と申者か奥書仕候、真野藤兵衛様当。

一 百廿式刃式分、森官右衛門様より請取申候、肝代。

二月九日

一 蔵見村甚左衛門、細川村ニ而牛市立申度と願候、二月廿八日より閏二月十九日迄願、前ノ二月九日ニ御断申上候、御聞届被成候、但馬より牛不通ニ不参由にて上願、閏二月中御免被遊被下候様ニ願、十八日ニ願上ケ申候へハ御聞届被遣候。

二月十二日

一 八重原村安右衛門、老州(池田仲徳)様御小人ニ罷出申候、浜崎七左衛門殿当ニ奥書いたし遣候。

二月十五日

一 本浦留村兵左衛門、真野恵次郎様へ当春より来西ノ二月二日迄御奉公ニ有付、(請人本浦留村久兵衛・権兵衛兩人立申候、判本見届くれ候様ニと、青木甚大夫様御家臣森半蔵殿より被仰(欠)、二月十四日、右兩人呼寄判本見届、十五日ニ指上候。

一 鉄炮二月十五日より八月晦日迄預(欠)「新兵衛・次郎右衛門、老挺左近、

老挺(久志羅)くしら、老挺蔵見、老挺南田、老挺本浦留、老挺新井村、合八挺、右之通我等判形も仕候。

一 牛蠟御用二候間、穢多共ニ急度申渡指上候様ニと被仰付候、高山十四郎より穢多へ稠敷被申渡候由被申越候。

二月廿日松井様・熊沢様より

一 楮村々ニ何ほど所持居申候哉、委細ニ書付上ケ候様ニと被仰付候、村々致吟味帳面にて上ケ申候、同廿二日持参申候、右之楮未売分ハ老貫めニ付三匁ツ、ニ御極被遣候、八上郡ニ而御用之紙すき申者取ニ可参候間、右直段ニ売渡候様ニと被仰渡候。

二月廿一日

一 細川村灘ニ長式尺斗・横老尺四、五寸ノ亀寄り申候。

一 二月廿二日午銀請取ニ罷出申候。

二月廿

一 元禄已来ノ金銀、来西(享保二年)ノ十二月限ニ而、来々(享保三年)年戌正月迄、世上ニ通用不仕候様ニと江戸より御書出し、鳥取御奉行様より御添状にて被仰渡、村々ニ触渡し判形取置申候。

同日

一 村々御普請所日用銀渡し申義ニ付御書出し、両通ニ而被仰渡候、則組頭中へ申渡、村々判形取置被申候様ニと申渡候。

一 二月廿八日、岩本村又兵衛(婆)と、同村(野女)と、老所ニ村より(小屋がけ)仕置申候所ニ出火焼失仕候、我等用いたし申得罷出不申候、組頭久四郎・安次兩人遣申候、新井村源蔵も罷出被相改候、ござ手あやまちニ相極り申候、其段口

書いたさせ、我等源蔵奥書にて同日御断申上候、小泉藤次郎様御聞届被成埒明申候、御返事源蔵方へ遣候、又兵衛(婆)焼死申候、ござハ半死にて出命助り申候。

閏二月二日、十四郎被出候へハ直ニ被仰付候由

一 村々ニ而非人ニ罷出候もの、此後ハ大庄屋・宗旨庄屋兩判ニ而非人札遣候様ニと被仰付候、尤此度非人ニ罷出候もの帳面ニ書印、在御用場ニ指出候様ニと被仰付候、銘々判鏡も仕上ケ申様ニ被仰候、判鏡大庄屋・宗旨庄屋四人一紙ニ上

ケ申候。

閏二月八日

閏二月四日

一海士村六郎兵衛・徳左衛門兩人、讃州金毘羅へ参詣仕度由、願二付聞届往来手形遣申候。

後ノ二月三日

一式刃六分七り町浦留半九郎、鳥取ちや屋弥兵衛^(本番)買懸り有之由、右弥兵衛手前闕所被仰付候故、右之半九郎買懸り銀も御用場へ早々払候様ニと、去冬被仰付候へ共、いまだ払不申由、閏二月三日ニ、又番右衛門様より被仰付、仁右衛門方へ申遣候。

閏二月四日

一唐竹式十束 但三本ゆい 内八束下構

十二束上構

右急御用二付、一両日之内ニ在御用場へ持参候用被仰下候。

閏二月六日松井様・熊沢様より

一三本結竹拾束

一五本結竹三拾五束

右急御用二付、丹後町小細工小屋へ相払わせ、手形取置申様ニと被仰付候。

閏二月六日松井様・熊沢様より

一蜜急御用二候間、在中吟味仕候様ニと被仰付候、尤、蜜志升二付代廿五匁ツ、二被召上候、早速所持い申者有之候ハ、御注進申上候様ニと被仰渡候、組頭中へ申遣候。

同日彦十郎様より

一浦留村吉兵衛と申者、米村彦十郎様へ御奉公ニ有付申由、請人ニハ同村長左衛門と申者立申由、請判見届くれ候様ニと彦十郎様より被仰付候、則判本見届進上申候。

一長ひやうたん^(黒筆)御用二付、村々吟味仕指上申様ニと被仰付候。

閏二月八日

一大羽尾村五介姉はつと申女、去夏より行衛知レ不申二付、此度根帳^(つ、つ)ニ張申度由願、庄や・年寄判形、我等又ハ宗旨庄や源蔵兩人奥書仕候。

後ノ二月九日

一御運上油之内式三斗急御用二付、当月十六七日比迄払候様ニと被仰付候、尤村送りにて急ニ返答仕はづ也。

同日

一鶏丸尾急御用二付、千本来ル十四日迄ニ在御用場へ持参候様ニと被仰付候、内五百本上構、

同五百本下構。

内百八十本 安二郎組

同百八十本 久左衛門組

同百四十本 久四郎組

兩構より千五百本余、閏二月十四日二町浦留村ノ者ニ申付、御用場ニ上ケ申候、御返事ハ高山へ遣ス。

閏二月十日高山より参候

一苦竹三拾本結三拾束被仰付候。

内拾式束 下構

拾八束 上構

閏二月十一日

一田後村市左衛門・彦介・佐兵衛以上三人

一同村源介・助左衛門・勘兵衛・源六以上四人

一同村仁三郎・夫右衛門・伝七以上三人

一同村弥吉・伊勢松・茂三郎以上三人

右之者如例年商ニ出船仕度由願ニ、彦介参聞届候、本浦留村庄や忠右衛門より書上ニ而差越申候。

奉願覚

一私儀当村半左衛門手前ニ少縁御座候二付、三年已来半右衛門方へ奉公相勤居申候、然ル所此度当村へ永代ニ引越申度奉存候、左候へハ妻子娘私已上三人罷有候、此度当村之根帳ニ御書入被為下候様ニ奉願候、以上。

正徳六年閏二月十二日

但州養父郡小佐村 長左衛門
本浦留村類縁 半左衛門

久兵衛

儀右衛門
忠右衛門

大庄屋浜大谷村 徳兵衛殿

宗旨庄屋新井村 源蔵殿

前書之通宗門慥成段へ吟味仕、承届候而申上候、以上。

申後二月十四日

宗旨庄屋 源蔵

松井番右衛門様

大庄や 徳兵衛

熊沢甚五左衛門様

閏二月十八日

一青木甚大夫様・二宮幸介様・小嶋惣左衛門様御郡々御給所為御見分御廻り、十八日二法美楠城村より十王越二而御越被遊、其後すぐ二鳥取へ御帰被遊候。

同日

一町浦留大沢水より下前田迄ノ御田地日焼迷惑仕二付、新堤願申候、廿八日二小嶋惣左衛門様御見分被遊、則新堤被仰付候。

一大谷新川口、夏ノ内せき被下候様ニと願申上候、此度せき申様ニと被仰付候。

一宗門御改村々血判ノ前書、又ハ血判請合書物ノ案文。

一閏二月廿一日ノ晚、野田益兵衛様御越、新川口ハ御せき被遣候。

廿二日

一こも(菰)式百俵 新川口御せき被遣候入用

なわ(藪)式束 新川口御せき被遣候入用

内五拾俵 大谷二 三十俵 岩本 三十俵 町浦留

なわ五五

拾俵 本浦留

残テ八拾俵岩常彦七組、黒谷茂兵衛組ニ被仰付候。

同日

一人夫三拾人(藪)せき御仕廻候内、岩常彦七・黒谷茂兵衛組より出候様ニ被仰遣候。

閏二月廿日二番右衛門様へ上ケ申候

一湯山村平吉、当春より来二月二日迄梶浦五郎兵衛様へ御奉公仕候二付、請人同村源次郎立申由、請狀判本見届致候様ニと御郡様より被仰付、則見届進上仕候、

寺判も壹所二取せ進之申候。

小羽尾村

一(頼頭力)彦右衛門・与七郎・八介・平吉・平左衛門・忠次郎、此者共御借米願参申候。

閏二月廿三日

一鶏ノ丸尾四千本 内式千本 上構

一 同引尾六百本 内三百本 上 下構

一 同引尾六百本 内三百本 上 下

右之通取繕所より指出候様ニ被仰付候、尤最前指出候外二て候。

下構ノ割

一丸尾八百本 引尾百廿本 安次郎組

一丸尾七百本 引尾百本 久左衛門組

一丸尾六百本 引尾八拾本 久四郎組

閏二月廿三日

一御普請御用日用銭払役之者ノ村名書付差出候様ニと被仰付候、下構高江村助

六、上構高山村又蔵。

一熊沢甚五左衛門様よりふ(苗)きかや売申者有之候ハ、直段書付上ケ申様ニと御頼被遊候。

一米村所左衛門様内荒木孫左衛門様より、細川わかめ三四匁分調、急ニ差越候様

ニと被仰付候。

閏二月廿四日

一御蔵御巡見様今月廿日京都へ御着、廿三四日二但馬生野へ御越之由ニて、二方

郡大庄や・湯村与右衛門より知らせ被越候故、御用場へ御注進申上候、高山より

飛脚遣候、

御供徳兵衛殿

御供重四郎殿

鈴木藤介様

小池岡右衛門様

石川浅衛門様

御家臣遠藤銀右衛門殿

御家臣樋口寛右衛門殿

同日付役木村関右衛門殿

右之通御廻り被遊候由、与右衛門より被申越候。

一三月朔日御先状二方郡大庄や・湯村与右衛門より参、御用場へ上ケ申候、御用場より直二西郡へ□遣被下候、同二日二御朱印写御添状参、右同断御用場へ上ケ申候。

一三月六日ノ朝蒲生峠へ人夫召連参、巳ノ下刻二蒲生峠へ御越被遊候、但州二而ハ此方より極メ指出候御宿々二ハ、二泊りならてハ不被遊、不寄存所へ御泊り被成候由、先達而聞合遣承帰り申候、当国・御両国之御泊り所、先年ノ通、御昼休・御泊所目録二いたし、此方二ハ御宿二可成村々無御座候段奥書仕、大庄屋名字三人ノ分書印指出候様ニと、番右衛門様より被仰付、其通り峠二而上ケ申候、尤口上二而段々申上候へハ、昼休ハ不被定候、御泊り所は銘々書付之通二御泊り可被成由被仰出候。

一其より御供仕申候馬場村宇平門二御駕籠立申候、其より湯村へ直付、鈴木様御宿御茶屋家頼共二御人数八人、小池様御人数七人御宿宇左衛門、石河様御人数六人御宿四郎左衛門、御宿之亭主麻上下二而湯村町ノはづれ土手迄御迎二罷出申候、其より先二成り御案内仕、御宿々へ帰り申候、御條目之通ノ道具ハ鳥取より持参被成、御駕籠舁も鳥取より上下ノもの御老人様へ五人ヅ、参申候、御用場も参候、老軒二せわやき^(世話焼き)式人、料理老人、次之通仕候者三人、内使五人ヅ、出しせわやか^(世話)申候、よぎ・敷ござ・まくり、其外膳わん、薄縁、とうだい、可人物寄七置申候、御宿二御付候ハ、御料理ハ有合二汁一菜二仕候様ニと被仰出候、其通二念入いたさせ申候、長谷湯村高山川二川越廿人ほどヅ、出し申候、御宿へ御付被成候と大庄や上下着二而廻り申候。

一七日ノ朝明ケ六つ半二御立被遊候、町浦留・浜大谷二而御駕籠立申候、細川村二而御昼休、加路村迄御越、七日二加路へ御泊り被遊候、細川二而鈴木様宿四郎右衛門、小池様御宿安次郎、石河様御宿半四郎、寺ハ開帳有之、此半四郎家二仕候、長兵衛家也。

一高草郡大庄や嶋村伊兵衛・下味野村孫左衛門・仮大庄や秋里村太兵衛・加路^(久留)□迎迄御通二罷出被申披露申上候、川端二而御暇乞仕候、荷物も川ばた迄付ケさせ申候、銘々御供ハ羽織二立付二而罷出、御供仕候。

一御郡奉行松井番右衛門様、七日ノ朝湯村より御巡見様より外ハ先二加路迄御越被遊候、御下役長沢分之進様・中嶋久兵衛様ハ御巡見様御立被遊候、於御跡二加路迄付キ御越被成候、御郡様湯村二而も御出合ハ無之候、私共罷出、御郡奉

行松井番右衛門様、何ぞ御用も可有之哉と被申、近在迄罷越被致申候と御家臣様迄噂申様ニと被仰候故其通申上候、御返答被人御念儀、旦那へ其段可申聞と何れ様よりも被仰候、御使も御出合も無之候、右御巡見様但馬・隠岐・石見三ヶ国、御巡見二御廻り被成候。

一松井番右衛門様血判御改二閏二月廿六日二銀山越二而御廻り、御昼湯村、陸上へ御泊り、廿七日昼浜大谷、池谷御泊り、廿八日二細川二而御仕廻、御泊り被遊候、銘々兩人之義ハ近日御蔵御巡見様御廻り二付御用有之、廿六日湯村二而御供不仕残り申候。

一牧谷村権現堂成就二付、三月十八日二御入仏御開帳二而、四月九日迄御開帳有之候、尤此後毎年三月十八日・八月十八日^(ひら)しらき二御極建札立申度候、牧谷より断参候、右之通淳光院様より御極被成候、以上、寺号竹美山龍王寺と申候、右ハ入仏時分ハ寺社奉行森官右衛門様も御下役衆も御越被成候、尤淳光院様も御越、其外御出家衆廿人ほど御寄り有之候、龍王寺住持二ハ瑞泉院と申御居被成候、此寺此已後宗旨庄屋惣而在方ノ構二而無之、寺社奉行様より直触二成り申候。一細川如來、閏二月廿五日より三月十五日迄開帳願被申、聞届申候、又追願被致候、前十日斗天氣合悪敷、不通二参詣無御座間、今一七日奉願申候。

三月二日松井様・熊沢様

一御中丸御普請二付、御用之材木御見分被仰付、下奉行平八殿并杣三月三日当郡村々廻り被申候二付、右之段申付置候様被仰下、相触申候。

三月

一田後村長次郎・与一兵衛・市介・加七郎・藤四郎・勘十郎女・六歳以上七人、讚州金毘羅へ参詣仕度由、則往來手形遣候。

当御運上油之割

一八斗式升 網代村分 扨手形参候

一七斗五升 岩本村若狭舟五艘分 扨手形参候

一式石八斗五升 田後村分 内三斗御手形参候

一式斗八升 大羽尾村分 扨手形参候

合四石七斗

一 播州「赤穂郡内」^(備前)一切郡河内市場村ぬしや伊兵衛「^(欠想)」近付故、三月十六日一宿申候。

三月廿日

一 廿日役五人牧谷、三人小羽尾、三人大羽尾、四人西くが^(陸上)ミ、四人中嶋^(陸上)、忝人田河内、合廿人、右之廿日役明廿一日より町浦留御普請所へ毎日指出候様二被仰付候、不足無之様二出し可被申候、為其如此候。

久四郎

右村々庄や中

右野田益兵衛様より被仰下、久四郎鳥取へ御用二遣候二付、代筆二而遣候。

三月廿一日

一 廿日役七人高江、六人矢谷、忝人南田、忝人左近 合十五人。

右之通御普請奉行様へ手形出し申候。

陸上塩鳥取へ廻し申加路入津ノ写 忠三郎舟ハ^(陸上)中嶋^(陸上) 六二郎舟ハ^(陸上)西^(陸上)

五月十三日 同日

三月廿二日

一 七十五俵 内四十俵御蔵抔 一七十俵 一六十俵

同三十五俵渡世塩

五月廿日

一 八十俵 西分 一七十俵 中嶋分 一五十俵 八十俵 西分 一八拾俵 中嶋

六月二日

一 八十俵 中嶋分 一六十五俵 西 一六十俵 中嶋分 一五拾俵 西

同日

一 六十五俵 中嶋

七月四日

一 五十俵 中 一五十五俵 西 一五十俵 西 一五十俵 中 一七十俵 中

八月朔日

一 七十俵 西 一六十五俵 一七拾俵 西 一六十五俵 中

九月十八日

一 大豆三十俵・塩拾五俵 大豆十三俵・塩三十五俵

羽尾塩入津通

五月廿五日 六月十六日 同廿四日 同廿六日 七月三日

一 五十俵 大 一七十俵 大 一百三拾俵「十廿五俵」 小 一六拾三俵 大

同六日 七月廿日 同廿六日

四十五俵 一五十五俵 小 一九十三俵

非人札出し申覚

一 高江村弥右衛門・同人女・しも・太郎以上四人、札四枚渡又。

三月廿七日

一 町浦留御普請所へ明廿八日より三十人安二郎組、廿人久左衛門組、

内十五人町浦留

貳拾人久四郎組、右之通急度人夫可被差出候、以上。

徳兵衛

安次郎殿

久左衛門殿

久四郎殿

正徳四年午ノ年御膳米此度払候様二と被仰付候、

払申覚

一 壹斗貳升 海士 一 壹斗 蔵見 一五升 矢谷

一 壹斗 中村 一 壹斗 左近村 一 壹斗 栗谷村

一 八升 高江村 一 壹斗貳升 八重原 一 壹斗 久志羅

一 壹斗貳升 浜大谷 一 壹斗 湯山 一八升 南田

六合過上有

一 壹斗貳升 陸上 一四升 小羽尾 一 壹斗貳升 細川

六合不足候へ共大谷六合ノ過上ニて入

一 四升四合 牧谷村

右合壹石五斗 払済。

一四斗入拾六俵
右塩見谷御借米、八日得取帰り不申、今日岩戸迄船にて廻し申度由奉願候間、川口御廻り被遣可申候、以上。

申ノ四月六日 大谷村 徳兵衛

河崎権大夫様

中山太兵衛様

四月三日

一町浦留八と申者、乾安房様御鉄炮ノ相使二奉公仕い申候所、去月廿五日欠落仕候、依之根帳面消し申様ニと被仰付候、宗旨庄や源蔵へ早速申遣候、明ル四日鳥取へ御返答申上候。

四月四日

一海士村浜へ年比廿斗ノ男行倒相果い申由、注進仕候二付、早速罷出見分仕候所、非人割候死と相見候へ共、所持ノ物外も無之候、口上書之通にて私・宗旨庄屋兩人奥書仕、四月四日海士村庄や勘右衛門御断二遣候、仮埋二仕置、年末前之(委細)いさい二書印而、札立置候様ニ被仰付候。

鶏尾請取申覚

一	栗谷	一	海士	一	高江	一	四十式本	岩本
一	五十式本	矢谷	一	九十式本	牧谷	一	式十本	相谷
一	廿三本	田河内	一	十壹本	中村	一	百三十壹本	左近
一	十壹本	小羽尾	一	十三本	大羽尾	一	八拾三本	久志羅
一	三十式本	南田村	一	百十五本	蔵見村	一	百三十本	細川
一	浜大谷村							
一	丸尾千七百六十本							重四郎構より
一	丸尾千式百拾本							引尾式百本
合								徳兵衛構より

右之通五月十日使高山村六助二而御用場へ指上申候。

一四月三日八上郡門尾村於川端、八東郡大野村座頭中都と申者、別紙書付之通ノ色物取逃二あい申由、依之郡中吟味仕候様ニと被仰付候、其外国名不相知もの御郡之内ニ参徘徊仕候ハ、貧人頭(非人)ニ申付、御国境へ送り払候様ニと被仰付候、

村々吟味仕候へ共、不審成ル義無之由、座頭中より申越候、四月十三日其段御返答申上候。兩人へ

四月九日

一御鉄炮ノ台木樫木御用二候へ共、伐り置ノ樫木無御座候間、村々吟味仕、伐り置ノかし木有之候ハ、早速御注進申上候様ニと被仰付候、湯村ニ弥右衛門と申者所持ノ者有之候間、数書付上ケ申候、下構ニハ無之、四月十三日二両村巷所ニ御返答申上候、七尺壹寸二伐り、壹口五月十八日村送り二而御用場ニ遣申候、残ル分日比やへ有之候。

一細川村長介と申者、去秋欠落仕、此度所へ罷帰り申由、依之宗旨庄屋より御断被仰上候へハ、御法相背所ノ立(立)在申二付、致御追放被遊候、御国境へ非人頭ニ申付送り候様ニ被仰付候。

四月十日

一細川村治太夫と申者常々盗心有之候、此者三月廿四日夕より何方へ参候哉、所ニ立歸り不申候、依之御断申上候、奥判仕候。

四月十四日松井様・熊沢様より

一鳥取より被仰付候、此間在中年比廿四五より三十迄ノ男三人徘徊仕候ハ、捕置、在御用場へ御注進申上候様ニ被仰付候、壹人ハ嶋、壹人ハ浅キ、壹人ハ黒キ着物にて候由、尤其内ニ壹人脇差さしい申由、吟味仕候様ニ被仰付候。

一本浦留根帳七兵衛と申者、三月廿一日ノ夕本浦留源蔵預ケい申候油式斗三升入樽壹つ分取申候、油主ハ鳥取善六と申者也。

一岩本・本庄水御奉行願、鶴殿大隅様御預り清左衛門殿、四月十日ニ被参候。

四月廿二日二御断(欠)申遣候

一浜大谷村水御奉行願申上、御預り主中丸御普請二付無御座由、依之雇下奉行被下候、浅右衛門と申候。

四月廿三日

一町浦留村牛銀不足ノ由、度々願かし申候へ共未不足之由願申二付、他がり仕候様ニと申付候、則「木甫用」五百七十五匁ニ直し遣候ノ我等預り手形出し申候、銀子ハ町へ五百目ニうけ取申由にて、七十五匁ハ割半ノ利銀二而候、為念如此候、本五百目也。

四月廿二日熊沢様より

一河州様御用海そうめん三斗、灘浦割符申付候様ニと被仰付候、御表様分壹石被仰付候、是ハ五月八日豊前守様分式斗被仰付候、六月十一日ニ、廿四日ニもたせ遣候。

一むしかれい(欠損)拾枚 代五匁四分 田後村勘三郎より
右溝口軍右衛門様御誂御請取手形、田後村市郎左衛門へ相渡し申候。

海素麵割符

一壹斗六升 網代 一三斗 田後 一五升 本浦留 一八升 牧谷
一五升 小羽尾 一壹斗 大羽尾 一壹斗五升 くがミ
一壹斗式升 浜大谷 一壹斗式升 岩戸

合壹石壹斗三升四月廿五日ニ取集、払付候様ニ状廻し申候。

一四月廿三日ノ夜田河内村与兵衛盜ニあい申候、廿五日ニ此方へ相断申候故、村々へ状廻し遣候、尤其後鳥取へ御捕被成候盗人有之、若此者ニ而ハ無之候哉、御吟味被仰付被下候様ニと願、其段申上遣候、御目付様より御吟味被仰付候へ共、与兵衛盜まれ申者ハ無之候、二月廿三日ニ被仰下、其段久四郎へ申渡候。

四月廿六日

一岩本村御小人忠兵衛と申者、去ル十九日欠落申由、万一所へ罷歸り候ハ、捕置、注進申上候様ニと被仰付候、尤根帳消候様ニと被仰付候、御書ハ宗旨庄や新井村源蔵方へ遣候。

五月三日

一御中丸御普請二付、げん(女翁)のう(午前十時頃)ノ柄五寸廻り位ノ椿御用二付、両構ニ而五百本指出候様ニと被仰付候、巳(午後四時頃)ノ下刻ノ御書、申(午後四時頃)ノ下刻ニ大谷村・細川より持参、早速組頭中へ吟味申渡候、御郡中右之柄ニ可成椿遂吟味、同四日ニ帳面ニ書載上ケ申候、控有、右之榎木長七尺壹寸二伐り、壹口五月十五日比ニ出し申候、又六尺ツ、二口伐り、残ル分有合以上三挺ニして差出候様ニと被仰下、兩度共ニ大工権大夫ニ伐らせ申候。

五月八日

一海そうめん五升甚大夫様、同三升軍右衛門様右之通払わセ候様ニ御誂被仰付

候、五升甚五左衛門様より。

一松井様よりが(備)ま(並)・こもあませ越候様ニと御頼被成候。

五月十日

一公方様御不例御養生不被遊御叶、四月晦日ニ被遊御他界候、依之今日より三日之内御留被仰出候、尤村々堅穩便ニ仕候様ニと被仰付候、御穩便日限之義ハ追而可被仰出候旨、村々へ早速触廻し申候、鍋松君之御事也、御世次(備)紀州様御丸ノ内ニ御入被遊候、御若君様長福様(備)・小次郎様御兩人御ざ候、在々迄同名付キイ申候者有之候ハ、名ヲ替り申様ニと被仰付候、六月九日ニ宗旨庄屋と斗直ニ□候、源蔵より村々へも状廻し被申様ニと直ニ申候。

五月十三日

一中丸御普請二付、す(切)御用ニて浦々引あ(備)ミノ古綱、遠手ノ繩(備)くさり不遣様成ル、取集置候様ニと被仰付候、入江十兵衛より被仰下、則組頭衆へ則日ニ状廻し申候、其後、八月十七日ニ、又十兵衛様より此節御用之由、御番所ニ持参候様ニと被仰下候、其通ニ触申候、大谷・牧谷・田後・網代。

状有 吉使

御年貢麦此方へうけ取申覚

五月十七日 廿日

一式斗 中村 一四斗 久志羅村 一式斗 矢谷村 一九斗六升 湯山
一三斗 高江村
合式石六升、此方ニ請取申候。

一兩構御年貢麦合六拾式石九斗式合

一内三拾石八斗七升八合 畝百五拾四町三反九畝上構分
残テ三拾式石式升四合下構

代壹貫八百六拾八匁七厘 九斗六升ニ付五拾六匁ニ被仰付候、
六月十四日上構より八黒谷村茂兵衛払付ニ参候、此方より八当村次右衛門
払付被遣申候。

五月十六日

一但州美組郡中野村あせ(備)ぶ鉄山勘兵衛と申者、母親ヲ召連牧谷権現、又ハ伯州大

仙二参詣仕候所ニ、岩本村ニ五月八日ニ罷越候所へ母親煩出候、十日ニ町浦留迄歸り養生仕候へ共不叶相果申候、十六日ニ相果、則御断申上候、町浦留ニて葬候様ニ被仰付候、尤右勘兵衛ニ病死仕所ノ者ノせわ^(世話)ニ成り申段、口書いたさせ置候様ニと被仰付、新井村源蔵手前ニ遣し由ニ候。

五月廿四日

一町浦留村分右衛門田地永代ニ香林寺へ売申候、我等奥書仕遣候。

一筆申入候、然ハ中丸御普請御入用羽板十五間・厚サ壹寸より七、八歩迄之板、但州ニ所持之者有之候ハ、御買上ケ被成候間、早々屋敷も候ハ、被相尋可被申越候、為其如此候、以上。

五月廿四日

松井番右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

五月廿八日

造酒正様御事

一豊前守様御用三間半ノ御縁敷ニ罷成候、蒲苅らせ払付候様ニと被仰付候。

五月廿三日

一羽田讀岐様へ御奉公仕い申候団介と申者、根帳浦留村ノ者ニて根帳之名平八と申由、四月廿五日ニ於江戸欠落仕候間根帳消し、若立歸り候ハ、からめ置、早速御注進申上候様ニと被仰付候、源蔵兩人御あてニ被仰下、御書ノ写遣候。

田後村壹斗八升請取、左壹所ニ払申候、代ヲ渡し申候時分田後村ハ帳面ニ無之失念仕、我等弁ニ成り申候、平シ壹斗五升ニして代十五匁相渡し申候、去未ノ年米子光西寺ぼうがニ田後村中拾匁割出スはづ、いまだ出し不申、元り指越くれ候様ニと申候故、其通ニ仕埒明申候。

海そうめん請取申覚

六月十日

一壹斗壹升 網代 一九升 大羽尾 一三升 小羽尾 一八升 陸上兩村より

一貳升 本浦留 一壹斗貳升 浜大谷 一五升 牧谷

一壹斗三升ノ由 岩戸

合六斗三升

右此方ニ而斗見申候へハ六斗八升有之、則其通御用場へ御断申上候、払せ申候へハかへ立申候、則左之通ニ候、使大谷村作十郎。

一海そうめん壹斗七升 御表様・猪平安左衛門様御請取手形参候

代十三匁六分

一同 壹斗 豊前守様へ払、源田太兵衛様御うけ取参候

一同 代八匁

一同 壹斗五升 ^(池田清志)河州様払、米原太治兵衛様御うけ取参候

代十貳文

合四斗貳升払申候 七月朔日

右之代銀七月廿三日ニ去年分と壹所ニ、山田屋半六外ノ御用ニ参候次而二事^(言匠)すて被下候。

五月廿八日ニ青木・松井・熊沢御三人様御書

一御年貢麦直段九斗六升二付五拾六匁替ニ被仰付候、六月十五日限ニ払候様ニと被仰付候。

六月三日

一岩本村勘七・団次郎・兵右衛門・佐兵衛以上四人、此度讃州金毘羅参詣仕度由願申二付、聞届往来出候。

一左近村久四郎右同断、往来手形遣ス。

一矢谷村平兵衛・勘十郎。

一筆申入候、然ハ中之丸御用竹左之通申来候、

一拾束 但拾本結唐竹

右之通被相集候而、一所ニ丹後町御作事小屋江相払せ請取取置可被申候、恐々謹言。

六月三日

熊沢甚五左衛門

松井番右衛門

浜大谷村

徳兵衛殿

高山村

右之竹拾束 内六束上構

重四郎殿

メテ四束 下構より出ス

内式束 久左衛門組

式束 安次郎組

一舟運上払手形 陸上 小羽尾 湯山 海士 大羽尾

大谷村

一岩本御蔵へ残り大豆、例年之通鳥取御蔵へ払付候様ニと被仰付候、式石三斗七升九合有之候、御状ハ高山へ遣候、浦留馬三疋申付、宰領ニハ岩本村年寄久松与左衛門遣候、六月四日二遣候。

一青木甚大夫様・松井番右衛門様、并竹内林次郎様・野崎利藤次様、

同 次太郎様

当郡去々午ノ年荒所御改ニ御越被遊候、一筆一筆ニ御改、残り畝有之所へハ竿ヲ入御改被成候。

一岩本村（カ）ついで谷、又ハわた市谷両谷ノ分ハ惣生畝ヲ改、残ル分御捨荒ニ立可被遣候間、夏中ニ改候様ニと被仰付候、六月七日ニ右御奉行様方御越、九日二十王越ニ法美郡へ御越被遊候。

六月九日熊沢様より

一村々御借米・牛銀本証文、二、三日之内ニ引替候様ニと被仰付候、尤人別判形御見届ニ近日御廻り被成候間、帳面致置候様ニと被仰付候、本証文六月十四日ニ使黒谷村茂兵衛ニもたせ遣申候。

一廿め 湯山村坂鳥御運上銀五匁、岩本村獵師鉄炮御運上銀二口合廿五匁、六月十五日、使浜大谷村庄や治右衛門ニ而払申候、此後ケ様ノ類老所ニ払申様ニ被仰付候。

御用馬拝借銀

一式貫四百目 馬拾貳疋、壹疋ニ付貳百目ツ、正徳（七）三（三）

巴ノ夏拝借仕候、湯村六疋、浦留六疋

内八百目 正徳（七）四（四）午ノ五月二払

同八百目 同五年末ノ五月二払
残テ八百目 同六年申ノ五月二払済、証文取戻し申候。

六月廿六日ニ

一人帳奥メニ判形致、帳面指上ケ申候。

七月二日使細川村組頭安次郎請取ニ遣候。

一三貫目 御用馬持十式人分拝借仕候、

一老人貳百五十目ツ、此度かし被遊候。

内老貫目 来西ノ五月二返上仕ル筈

同老貫目 戌ノ五月切

同老貫目 亥ノ五月切

本浦留ニハ七月五日忠右衛門へ貳百五十匁渡し申候、

此日出入有之、鳥取へ我等も参、忠右衛門鳥取へ持参申由ニて、

田後権蔵御年貢払不申候而出し。

七月二日

一陸上村・蒲生村両村庄や・年寄判鑑御入用之旨

被仰付、別紙之通調上ケ申候。

一田後村権蔵・勘十郎兩人御年貢麦払不申、其外何御用向ニ而も請がい不申ニ付、庄や中、又ハ組頭安次郎作廻ニ不成ニ付、急度被仰付被下候様ニと願申上候付、七月三日ニ御断申上候、五日ニ召連出候様ニと被仰付、五日ニ出申候へ共田後村中色々わび事仕候ニ付、其通御断申上御下ケ被下候、我等作廻ニいたし候。

七月立参宮人之覚

一町浦留与右衛門老入。

一浜大谷村十郎兵衛・勘四郎・勘介・立当・同女以上五人。

一湯山村善四郎・平右衛門・助左衛門・与右衛門・甚兵衛・勘介・夫兵衛七人。

一矢谷村伊兵衛・きさ武人。

一高江村与兵衛・せき武人。

一海士村藤四郎・徳右衛門・長助・三十郎以上四人。
一牧谷村茂右衛門女主人。

一八重原村又左衛門・平七・安次郎・分次郎・与惣衛門五人。

一細川村儀右衛門・惣兵衛・権二郎・長太郎・ふう五人。

一左近村勘兵衛・吉左衛門・吉兵衛三人。

一蔵見村四郎右衛門老人。

一栗谷村三四郎・とく三人。

一中村神主兵左衛門。

一岩本村儀兵衛・甚左衛門・平助・七右衛門・平右衛門・多兵衛・庄八・な

ん・せき以上九人御伊勢参宮仕候、宗門其外慥成ル者二而御座候、□□^(虫)所々御

改所無異儀御通被成可被下候、為其如此二御座候、以上。

右之通二不残往来手形調遣候。

一久志羅村長助・平兵衛三人。

一陸上村権兵衛・彦三郎・なつ・つう以上四人。

一浜^(ウ)

一御用馬拾疋 内五疋湯村

五疋浦留

殿様同月廿五日二御帰城被遊候、廿二日平福着、廿三日二荷請仕、廿五日二鳥取迄帰候様二被仰付候、宰領人ハ湯村より参申候。

酒御運上

浦留花や株也

一古株百五拾目 住屋九右衛門

内七拾五勾 七月八使山田屋半六二而

七月廿二日二八申候

同七拾五勾 十二月八

一新株七拾五勾 湯村西くりや彦兵衛

一同 百目 池谷村 十郎兵衛

此外古株酒屋

不^(七)残^(七)正徳^(四)四年

御断申上、寒作りより

止作り不申候、御運上

も御免被遊候。

正徳^(七)五年未より作り申候

一同 百四拾目 馬場村宇平事又八

合三百拾五勾 新株ノ分

内百五十七勾五分

七月八

同百五十七勾五分

十二月八

右酒運上古株ノかまいなく御請取被遊候、扨手形、高山へ御ざ候。

七月廿四日両構共二七月廿五日限り

一浜大谷水御奉行四月廿七日より七月廿五日迄日数八十七日被相勤、切手出申

候。

一年号、享保と改元被仰付候、於江戸七月朔日二被仰出候由、村々へ申渡、則取

置候。

書上之覚

書上之覚

一当村権現之奥二大瀧と申所御座候、此瀧二山口大助様より右不動御備被成度由

御望被成候、尤権現^(境内)景台之内二而は無御座候二付、御備被成候様二願上度由奉

存候、其内村之薪山只今ニ至而ハ減少仕候二付、不動御備被成候迄二而景地^(境内)二

御取不被成候様ニ、宜御上へ被仰上可被下候、以上。

享保^(七)元年申ノ七月日 牧谷村庄や勘兵衛

年寄忠次郎

同 伝九郎

村中

大庄や 徳兵衛殿

宗旨庄屋 源蔵殿

前書之通権現景地之内二而無御座候段存届申上候、以上。

申ノ七月日

宗旨庄屋 源蔵

大庄や 徳兵衛

松井番右衛門様

熊沢甚五左衛門様

右之通判形仕申候、新井より被越、直二鳥取二上ル。

七月晦日

八月四日

一左近村平介 御表方(鳥取藩)へ御小人二罷出候、奥書仕申候。

木挽之覚

一洗井久四郎、馬場多平次・長左衛門・吉左衛門、白地半蔵、院内吉右衛門、「栗谷又平次」、浦留茂作・久四郎・助大夫

合拾人

一大工湯村与兵衛・甚介、高山理右衛門、外村勘右衛門・才一郎、蔵見林大夫、

大谷権大夫、浦留仁左衛門・千大夫・忠大夫・甚介・十郎右衛門・半兵衛・清

大夫、喜平次・吉右衛門・市郎大夫・善大夫

合拾八人

一浜大谷村塩留樋損し、野田益兵衛様八月朔日二御越、二日より被成被遣候、十日迄二相済申候。

一迎沢土樋ノ上ニかり樋壱つ、此度初而被成被下候。

一岩本御蔵繕、計屋此度御葺替被成候、依之葺わら・なわ・竹割符申候。

一わら三百束下構 内百廿束久四郎組 百束安二郎組

八十束久左衛門組

一なわ八束下構 内三束安二郎組 三束久左衛門組 式束久四郎組

一うな竹廿束 久左衛門・安二郎組より出させ申候、此外上構よりもうな竹

三十束ほど出し申候、八月十一日より御取懸り、十九日迄下構二而

ぞうじ出させ申候、廿日より上構より出し申候、二十三日迄二御仕廻被

成候。

八月朔日

一豊前守様御用之がま、三尺ニして拾わ浜大谷村より払付申候。

八月八日二参候

一湯山吉村伊兵衛様より岩常久右衛門へ届くれ候様ニと頼被下、八月八日岩常彦七・平太兵衛言伝遣候。

八月十日

一岩本御蔵へ例年通葺・藁・繩遣又割

葺拾六枚 内十三枚上構

三枚 下構

繩拾束こたくり 内八束上構

式束下構

四わ町 三わ本浦留 四わ牧谷

三わ小羽尾 三わ大羽尾 三わ田河内

藁三拾束 内廿五束上構

五束 下構

内三束大谷 式束岩本

一野田益兵衛様、八月十日より岩本御蔵繕二御懸り被成候、人夫廿人十一日十二日兩日下構より出し可申候、十三日より十七日迄上構よりハ出させ候由被仰付候。

内十人安二郎組、六人久左衛門組、四人久四郎組

又十八日より此方構二而人夫出し被申候。

八月九日

一殿様御出被遊候節、御通り筋横筋ノ分ハ御先払御免被遊、尤野辺へ御出ノ節も

御目通りノ農人、酷暑之節ミのかさ着候事御免被遊候、御條目参候、村々へ

申渡し則取置申候。

八月十日

一罾取次第二指上可申候、御直段ハ去年之通り被差上可被遣由被仰付候、組頭中

へ状廻し申候。

八月十五日

一伯州日野郡谷川村高福山道寧寺、御両国托鉢、森官右衛門様ノ御免札、并興禪寺様より御付状二而御廻り被成候、帳面二付申候、尤下味野村孫左衛門よりも添状有之候。

八月十五日

一 浜大谷村助左衛門 豊前守様新御小人二罷出申候、指紙奥書相調遣申候、

浜崎七左衛門殿当二。

八月十八日

一 中村与平次 右御同所新御小人二罷出、指紙奥書調遣候。

十九日

一 蔵見村七右衛門 右御同所新御小人二罷出候、奥書遣候。

九月十五日

一 高江村善右衛門 表方御小人二罷出候、奥書仕。

九月廿五日

一 左近村善右衛門 御同所様御小人二出候、尤左近徳右衛門替り二出申候由。

一 高江村茂三郎 豊前守様新御小人

一 蔵見村仁右衛門 御同所様江新御小人

一 湯山村嘉兵衛 御同所様新御小人

一 栗谷村茂平次 豊前様新御小人

一 大谷村源介 御同所様新御小人

一 細川忠右衛門 御同所様新御小人

一 同村徳三郎 御同所様へ新御小人

十二月廿二日

一 岩本村分七 御表様へ罷出候、奥書宮本作左衛門様当。

一 御借米牛銀人別判形御見届二、八月十三日喜多村彦二郎様湯山越二而御越、私宅へ御泊り、十四日小田両組御仕廻、高山村へ御泊り、十五日二蒲生村へ御泊り、十六日法美郡へ御越被成候。

八月十七日

一 陸上村又次郎家より八月十七日晚ノ八つ半時分二出火、

外二八郎左衛門・源右衛門・源介・長七以上家数五軒焼失仕候、

此方より八組頭久四郎遣、新井源蔵兩人出合遂吟味被申候、

夜ル子ノ上刻二状など相調、鳥取へ御断二年寄四郎兵衛遣候、

手あやまち二相極、人并牛馬ノ損も無之候、然共又次郎鹿抹

仕候故追込置、其段御断申上候。

七月末

一 田後村舟宿、正徳四年只今迄市郎右衛門二被仰付、御勤

申候へ共、此度御免被遊、此度庄や勘三郎子吉右衛門二被

仰付候由、入江十兵衛様より被仰旨申渡候。

御年貢米船二而積廻し申候加路入津通

御郡様より例之通被下、此方より吟味仕書載申候

八月廿一日 九月朔日 同日

一 八拾俵 岩本村分 一四拾三俵 同村 一四拾俵 本庄村分

九月五日 九月十六日 同日

一 百六拾俵 牧谷村 一六拾五俵 本庄村分 一拾俵 岩本分

〔手形出不、重而返載申はず也〕

九月十八日 同日 同十七日ノ分

一 百六十俵 牧谷 一十八俵 本浦留 一五十壹俵 本浦留

十月四日 五日手形遣入 五日手形出ス

一 三十式俵 大羽尾一廿壹俵 本浦留 一百五十俵 牧谷

一 湯山村如例年坂鳥札奉願書上ノ控

覚

一 しいら壹本斤目壹貫六百五十め

代五匁七分八リ 壹貫目二付三匁五分かへ あじろ

右之通代銀慥二請取相済申上候、以上。 与一兵衛

徳兵衛殿 八月廿五日

右之通私慥二御届可申上候、以上。 大谷村

申ノ八月廿五日 徳兵衛

喜多村藤兵衛様

八月廿六日

一 もくさ御用二候間、壹貫目差出候様にと被仰付、内五百目

上構より集被申候、此方構より五百目合老貫目、八月廿六日二高山よりノ飛脚ニ而御用場ニ差上申候。

覚

一海そうめん四升

代九匁式分

右之代銀髓ニ請取相済申候、以上。

享保元年申ノ八月日 大庄や

徳兵衛

熊沢甚五左衛門様御内

牧田多兵衛様

一野田益兵衛様九月朔日より町浦留御番所御繕、又々御制札場御繕被成候、例少間ノ儀ハ町よりぞうじ^(雜事)賄申候へ共、かく別被成御座候ニ付、外大谷より陸上迄村々ニ割符申候、十五日ニ御歸り、廿五日ニ御こし被成候、又十月被成御歸。
一荒金村ノ下水ぶけと申所ノ田地中田四畝五歩、先年岩常村次郎平方ニ質物ニ取流申候所ニ、其後新開などニ出、只今ノ員畝老反老畝余ニ罷成い申候、此場所左様ニ員畝ハ無之はづ、所ノ役人当庄や権七共作廻ニ而水帳ノ筆入違も 有之様ニ存候付、遂吟味くれ候様ニと次郎平より願申候ニ付、高山村十四郎前廉ニ見分も被致候へ共不得候由ニ而、九月十一日ニ私も罷越、見分仕吟味いたし申候、尤右水ぶけノ場所惣而水帳ノ入組違申様ニ相見へ申候へ共、次郎平田地ニ本場所広り有之候、其外庄や権七作廻ニ而入違申様子も見へ 不申候、御公儀へ御断も申上候ハ、荒金村ノ地押被遊様ニ可罷成候間、只今迄ノ員畝ニ而埒明被申候様ニと次郎平異見申渡候、次郎平分ノ三畝十八歩と有之、筆古地筆ヲ開免ニ直し、道ノ下ノ庄や権七新開ノ場ニ右ノ古地ノ員と問免米ヲ権七弁申様ニ申渡、両方得其意埒明申候。

一新井 石黒六右衛門様 一字治 佃豊左衛門様

一院内 宮崎六郎右衛門様

右病死ニ付、御差図有之迄物成相渡し不申様ニと被仰付候、

九月廿一日 高山へ御状遣申候。

一牛銀直段九斗六升ニ付百拾匁ニ被仰付候、十月十五日限払付候様ニと被仰付候。

一御表様御膳米三石被仰付候。

内壺石五斗 重四郎構ニ預ル

同壺石五斗 此方構ニ預ケ申候

一小豆五斗払候様ニ被仰付、小田谷湯谷より払せ被申はづ、右之両品御書重四方迄被仰付候由ニて、高山より被申越候。

九月廿六日番右衛門様より

一去冬預り申候御表様御膳米壺石、此度急ニ払候様ニと被仰付候、五斗上構、同

五斗下構ニ預置候。

払申覚

一式斗式升 陸上 一壺斗式升 牧谷

一四升 大羽尾 一壺斗式升 小羽尾

九月廿七日

一鳥取四町目大善院本尊大日如来しやう^(莊嚴)こん入仏之御札御持参ニ候、尤寄進御頼被成候由ニて、二宮幸介様御内近藤定六殿、松井番右衛門様御内田坂源七殿、右兩人より御頼ノ御状御持参ニ候、銀四拾目遣筈。

十月三日

一小嶋惣左衛門様十月二日法美銀山越ニ候へ共、普請所御見分ニ御廻り、三日ニ鳥取へ御歸り被成候、我等病氣ニ付得不罷出候。

十月四日

一豊前守様御膳米三石 預り申候

内壺石五斗 上構ニ預ル

同壺石五斗 下構ニ預ル

同日

一御同所様御塩手米拾石 陸上村ニ預ル

一河州様御塩手米式石八斗八升 陸上村二預ル

十月四日辰ノ刻ノ時付ニて湯山・細川より届候様ニとの御時付欠損□

一荒川半弥様御預り御鉄炮安右衛門娘、陸上村徳右衛門方へ養子ニもらい居申候所ニ、何者肝煎ニ而貫申哉、遂吟味口書いたさせ候様ニと被仰付候、則五日ノ朝組頭久四郎遣候。

一野田益兵衛様十月七日より町浦留堤ノ内取被成候、人夫四十人被仰付候、内十七人安二郎組、十式人久四郎組、十老人久左衛門組。

十月八日

一殿様御入湯ニ付、湯村御茶屋御つくり有之候、就其野間惣四郎様明九日ニ湯村へ御越ニ付、宿等又はぞうじ・薪木申付候様ニと被可仰下候、高山重四郎へ御状遣候。

同日

一湯村籠屋御葺がへ有之、竹がや下構ニも割符書付也。

廿日やく之覚

二月廿七日 同日

三月二日 同日

同日

同日

三月八日 同日

同日

一儀右衛門 一七三郎

一伊左衛門 一忠兵衛

一夫四郎 一太兵衛

一伝九郎

三月九日 同日

同日

十日 同日

同日

一甚五郎

一市平次 一九郎三郎

一伝右衛門 一義次郎

一七郎右衛門

十三日

一又三郎

同日半人

十七日 同日

十八日 同日

同日

同日半人

十七日 同日

十八日 同日

一次郎右衛門 一甚兵衛

一九郎三郎 一三助 一三吉

一儀右衛門 一伊左衛門

十九日 同日

同日

廿一日 同日

廿二日

一伝右衛門 一平五郎

一孫助 一七郎右衛門

一文次郎 一次郎右衛門

同日

一五郎右衛門

同日

廿三日

廿四日

廿五日 同日

同日

廿七日 同日

一助次郎 一甚五郎

一尚三郎 一小平次

一伝四郎 一源助

一忠三郎

同日

廿八日 同日

同日

同日

四月十一日半人

四月十一日

一九郎三郎 一奎右衛門

一半三郎 一兵兵衛

一伊兵衛 一甚五郎

同日

一半重郎

四月十三日

五月七日 同日

同日

同日

五月十一日 同日

一伊左衛門 一七三郎

一伊左衛門 一七右衛門

一九郎三郎 一伊三郎

同日

一忠右衛門

同日

十二日 同日

同日

同日

十三日 十四日 同日

一伝右衛門 一平五郎

一小次郎 一市三郎

一甚五郎 一伝右衛門

一又太郎

次兵衛

同日

同日

同日

同日

一重郎兵衛 一忠次郎

十五日 同日

十七日 同日

十八日 十九日

一三助 一三吉 一小次郎

一市助 一伊左衛門

一儀右衛門

十九日 廿日 同日

一忠兵衛 一小三郎

夫四郎

合六拾式人

平野五月廿一日

同日

同日

廿二日越前

廿三日

一平五郎・与左衛門

伝右衛門 八兵衛

長蔵

新左衛門

忠次郎兵衛

廿四日 同日

同日

六月六日 同八日 同日

一伝助 七右衛門

半一郎 一九郎三郎

一又三郎 次郎右衛門

外二三人清左衛門

同四人勘七

十月九日使多兵衛ニて

一牧谷村多兵衛家ニ鷹老羽鶏ヲ追込入申ニ付捕申由、注進参候ニ付、御用場へ状ヲ添上ケ申候、大鷹ニ殊宜鷹ニ而、殿様御満悦被為成由差出候、依之為御褒美

御米三石被遣由、十二月十一日ニ被仰渡、早々申遣候。

十月廿三日

一 細川浄雲橋此度御懸直し被成候、栗板七間御入用にて、内四間上構、三間下構塩見谷へ申付候、尤丸木二而出し申候、其外入用ノ材木野田益兵衛様より御書付被下、丸ノ分塩見谷へ申付候、残ル分上構より出し申候。

一 浜大谷村七兵衛ノ後家宅、十月廿三日ノ夜手あやまちニ而出火焼失仕候、則年寄七郎左衛門御断ニ遣候。

十月

一 岩本土橋損申二付、此度御懸直し被成候はづ二付、立杭廿七本、其外桁梁共二都合木数百拾八本、十月廿日より根伐り被成候、来春早々御掛直し被成候はづ二て、小平シ木、外二七千本被仰付候、五千七百本上構より出し申候、千三百本塩見谷より出し申はづ二申渡候。

一 竹内林次郎様・野嶋利藤次様御兩人、此度青木甚大夫様・二宮幸介様 触口被仰付候、在中ニ御出而、則場所悪敷所ハ山駕籠御免被遊候、此段末々迄申渡置候様ニ被仰付候。

一 御蔵払大豆、当年も四歩懸りニ被仰付候、併今年在中大豆不出来候段御聞届被遊、大豆ニ而式歩通り払候様ニと被仰付候、若来春ニ至り大豆御用不足仕而買上ケ被遊候様ニ罷成候ハ、御定ノ米カヘノ直段より大豆高値ニ候ハ、間銀百性中より指出し申はづ二被仰付候。

十月廿八日

一 高野山御札配渡ニ、龍泉と申僧御越被成候。

十月七日

一 龍蔵様、去ル六日御遠行被為遊候ニ付、同十二日迄諸事穩便可仕候、尤仕懸り之普請も三日之内差止候様ニと御触被遊、早々組頭中、又ハ村々庄や中より相触申渡候。

同八日

一 御支配切手ニ而御年貢払分ハ、来ル廿日限ニ払付候様ニと被仰付候、其通申候而申御切手ノ分ハ前廉其御断申上置候様ニと被仰付候、廿日ニ有次第持せ遣、大なり八百石斗兩構ニ而、いまだ御切手立可有御座段申上候。

一 殿様、来ル十六日二岩井へ御入湯被遊候間、道橋そうじ仕候様ニと被仰付候。

一 鳥取塩や新介大坂買懸り銀借り、大坂売主より訴状差上候ニ付、新介手前御吟味被仰付、在々ニ売懸銀有之ニ付、取立候様ニと被仰付候、十二月十二日二使海士村勘右衛門ニもたせ遣被申候、安田分蔵様御悔ニ遣候比日ニ遣候、上構よりハ岩常彦七被参候。

十一月九日

一 鳥取養源寺、御両国托鉢ノ御願埒明御廻り被成候。

同十七日

一 鳥取円応院、御両国托鉢ノ願埒明御廻り候、帳面老通請取置候。

餅米御蔵払手形出又覚

一 四俵 岩本村

一 五俵[㊦] 浜大谷村

一 格今年も御用ニ付御買上被遊候、村々遂吟味書上申様ニと被仰付候、尤前銀望申者ニ御借可被遣由、外ニ約束仕候ハ、買主所名書付上ケ申様ニと被仰付候、売分直段帳面ニ別扣ニ上ケ申候、かご老貫目ニ付、式匁四五分より三匁迄ニ約束分前銀うけ取申候、其段帳面ニ上ケ申候。

十一月廿七日寺より状使にて

一 細川善光院先住弟子浄心、此度大羽尾村観音堂守ニ遣度由、細川庄や善光院より付届ニ付、聞届申候。

十一月廿八日

一 町浦留村平吉・市右衛門・分四郎・彦左衛門四人、田地永代ニ香林寺ニ売申候、奥書仕候。

十二月

一 御支配切手直段高値ニ付、様子次第ニ銀立ニ被成可被下候間、御切手買申事、先差留候様ニと被仰付候、百三十五匁もらい仕候時分、其後御切手直段も下直ニ罷成、百三十匁ほどニ罷成、十二月ニ此節相調させ申様ニと被仰付候、其内陸上兩村取わけ悪作ニ而売物仕、銀子八貫目斗払申度由願申上ニ付、其段御願申上遣候、七貫九百九十三匁八分払付歸り申候。

内式貫六百三十拾匁

陸上西村より払

同九百拾六匁六分 大谷次右衛門より払
 メテ四貫四百四拾六匁五分 中嶋陸上より払
 八百目百三十めと百二十八匁ノ間
 四十九匁五分七厘

御蔵かざり物

一ミさい木 七拾貳本 一葉付竹 四拾八本
 一いつり葉 一繩壹束 こたぐり

右之通毎年之通上構より出ス

一門松 貳拾四本 内八本浜大谷村 六本 町浦留
 四本 牧谷 貳本 本浦留
 貳本 小羽尾 貳本 大羽尾

一ミのぐミかざり 岩本村より例之通出し申候

一裏白、外二大根十貳本 陸上両村へ申付候

右之通下構へ割符申付候

十二月廿四日ニ出候様ニ申付候。

十二月廿日

一御制札貳枚浦留札場ニ懸り申候、村送りニ而參、仁右衛門ニ申遣、念入掛ケ申様ニと申付候、同日湯村ニも御制札四枚參申候。

一又廿三日二人足荷持ノ制札壹枚參、浦留へ打せ申候。

一筆申入候、然ハ安田分蔵御役替被仰付、依之拙者跡役相勤候間、不審之儀候ハ、拙者方迄早々御窺可有之候、以上。

十二月十九日

田中藤内

徳兵衛殿

十四郎殿

御塩手御入米之覚

一六石 此塩百俵

御表様分

一拾石 此塩百六拾六俵貳斗六合 豊前守様分

一貳石八斗八升 此塩四拾八俵 〔池田清定〕 河州様分
 一廿三石壹斗六升 此塩三百八拾六俵 在御用場分
 米合四拾貳石四升 内廿壹石 中嶋二借ス
 廿壹石四升西村へ借ス

酒御運上銀払申覚

すゝや

くりや

一七拾五匁 九右衛門 一三拾七匁五分 彦兵衛

池谷村

馬場村

一五拾目 十郎兵衛 一七拾目 又八

合貳百三拾貳匁五分 申ノ暮払也

外貳百三拾貳匁五分 当七月ニ払申候

合貳百六拾五匁。

正徳六申年

享保二年正月〜十二月

(後補の表紙)

享保貳年

万日記

酉正月

正恒

(原表紙)

享保貳年

日記

酉正月日

正恒

在方御吟味役

荒尾志摩様

青木甚大夫様五月より長役ニ御成り被成候

乾安房様御死去

二宮幸介様御免

荒尾周防様

三月より

御郡奉行

鵜殿大隅様

溝口軍右衛門様五月御免

跡不破豊右衛門様

小泉藤次郎様

日比

久右衛門様

松井番右衛門様

熊沢甚五左衛門様

享保貳酉

一 正月七日御勘定ニ罷出、十一日ニ下勘定仕、十三日ニ御勘定相済申候、廿二日

ニ罷歸候。

一 宗旨庄や湯村兵次郎相果申候ニ付跡役同村四郎左衛門子政右衛門へ被仰付候。

正月廿日

一 若狭小川浦獵師五艘人数三拾人、例年之通岩本村ニ出獵ニ罷越申候。

正月廿八日

一 豊前守様御小人浜大谷村次介引込申二付、替りニ湯山村善次郎と申者出申候、奥書いたし申候。

一 在御普請奉行清水孫六様御下奉行惣兵衛・惣大夫・吉左衛門三人、正月廿八日鳥取より御越被成候、明日ニ小嶋惣左衛門様御廻り被成、岩本村橋かけ直し候様ニと被仰渡候、二月二日より取懸り被成候。

一 当春御給所ノ御巡見様御廻り被遊はづニ付、所々御宿々御見分ニ小嶋惣左衛門様御廻り被成候、細川寺・安二郎宅兩所ニ湯殿雪隠無之二付、尤高へい共ニ新敷仕候様ニと被仰付候、下奉行惣大夫殿細川へ御越候、入用ノ竹木なわ・わら下構ニ割申候。

一 大工蔵見村林大夫ニ申付候

私領御巡見

御家臣

松平与左衛門様

玉井藤五郎様

御供浜大谷村大庄や徳兵衛

落合源右衛門様

杉山新介様

御供高山村同断重四郎

遠藤源五郎様

寺垣半兵衛様

御供同村飯大庄や又市

別紙帳面ニ委細書付有之候

一 岩本橋御懸直しニ付、なわ五拾束・かずら三拾束被仰付、是ハ上構より割符出し被申候。

一 人夫廿日役式拾人ツ、下構ニ而、二月三日より出候様ニと被仰下、五人町浦留、三人本浦留、四人牧谷、式人大羽尾、六人陸上

右合廿人申付候、其後九日ニ又十人出候様ニと被仰下、久左衛門組ニ申付候。

一 大工小屋長五間 横 岩本大谷町より人夫出建申候。

一 大工棟梁町浦留郷左衛門ニ申付、差出し申候。

一 松木四拾本、内廿五本下構より出ス、十五本上構より出ス。

一 平野山ニ而木数十九本兩度ニ岩本ニ出申候、公事人代りニ被遣候由候。

一 岩本橋御懸ケ直ニ付、鳥取よりろくろ又ハ渡し舟石舟共ニ三艘廻り申ニ付、運賃舟式艘申付候様ニと被仰下、網代田後ニ而申付、請取ニ有之。

一 材木追々組頭中村々へも大分ハ申付、伐らせ被成候。

一 岩本橋御普請ぞうじ一軒、二月四日より十一日迄大谷より陸上迄ニて出し申候、十二日より晦日迄上構より出し申候、三月朔日海土より出し十一日迄左近

村迄二て出し申候、細川岩本へハ割符不申候、御普請有之二付。

一 岩本橋二月二日より御懸り三月八日二成就相済申候。

一 御巡見御越二付、浦留御番所除場被成候二付、人夫拾人申付出候様二と三月十三日二被仰下、四人町浦留三人本浦留三人牧谷合拾人出申候。

清水孫六様より御用二立三ツ、被遣候。

一同断御用二付、大豆御泊り土二老石式升馬ノ飼領二用意二仕候様二と被仰付、岩本御蔵二而 銘々預り手形出し申候請取申候。

一 三月十三日御先状鳥取迄参、十四日ノ朝御用場より写帰候、十四日被参、写帰被申候。

一 道作り人夫不残老人二三ツ、御用銀被遣候。

一 御巡見様三月廿三日二作州より知頭へ御越御泊り、廿四日下舟岡村、廿五日西御門村、廿六日鳥取、廿七日ノ晚楠城村、廿八日ノ晚岩井湯村、廿九日加路村へ御泊り被遊候、其より段々伯州ノ出雲迄御越被遊候、委細別帳有り。

二月三日

一 在之大工不残書上候様二と又ハ作所も仕候者ハ、かた二其段書印書上候様二と被仰付候。

一 矢谷村二備前大工式人居申候、分大夫・喜平次兩人居申候、書上申候、高山へ但馬大工老、長谷二備前大工老人居申候、是も書上申候。

二月七日二上ル熊沢様より被仰下申候

一 村田源兵衛様へ細川村奎平と申者有付、請人同村彦三郎・半介二人立申候、則元庄や義右衛門へ申付、見届させ上ケ申候。

一 二月二日小嶋惣左衛門様郡廻り被成、鳥取へ御帰り二細川道端田二大松老本伐り直し有之二付、御吟味被遊所二、宝永六丑ノ年細川村長左衛門と申者、御

年貢不足仕、油升老斗二細川へ在宅被成御座候、建部作左衛門様へ頼売申所二、急ニ御入用無之由二て、去冬伐り被成候由、其後御郡様より御吟味二付口書いたさせ上ケ申候、尤其節ノ庄やハ義右衛門親四郎右衛門相勤い申

御公儀へ書上仕相済申由、口書いたし上ケ申候。

一 豊前守様新御小人、浜大谷村平五郎差紙判形仕候、請人同村次右衛門。

一 御同所様へ浜大谷村忠右衛門御小人二罷出、奥書仕候、尤助左衛門江戸より相果候替り二入申候。

一 西日野郡百姓、郡中一同仕請免之御仕置、近年悪立毛二付、不残迷惑仕候段御

断申、青木甚大夫様・二宮幸介様・熊沢甚五左衛門様西郡へ二月二御出被成候

処二、被仰渡候儀、請がい不申二付、御帰り候へハ、御三人共ニ御役儀御赦免

被遊遠慮被仰付候、御郡米村所左衛門様へ御郡代被為仰付候、米村四郎治様へ

在御吟味被為仰付候、甚五左衛門様跡役二ハ不破分右衛門様御郡奉行二被仰付候、二月廿八日二日野郡百姓三千人程御城下志摩様ノ角より惣門迄相詰申

候、式千七百石惣百姓中二被遣候、晦日二帰り申候、三月二日会見郡・汗入郡・久米郡・八橋郡・河村郡五郡共二なげき二罷出申候、日野郡之通郡ノ高二

志損通被遣候、四日二帰り申候、其後五日二高草郡・気多郡御願二罷出申候、

是も右之通志損通被遣候、其外御国ノ郡々も御願二出、可申由二候へ共、大庄やより差留出不申候、西郡ノ並二志損通り被遣候、岩井郡二も式千拾石被遣候。

一 米村四郎治様御役義、当分之儀故御免被遊候由、三月十日二被仰付候、青木様・二宮様も御免被遊候、御巡見御通り之内御勤被成候、其後、右之志損米御

渡候様二、青木甚大夫様へ被仰付、御書出二て割符戻し候、五月廿三日二甚大夫様長役二被仰付候由、御申渡被成候、右之通志損通り御救米被下、其上七年

前卯ノ年二式步通差上置候米当秋戻し被下候当郡二ハ正徳四年ノ年御所務不参二付、御戻し被下候へ共、度外郡と相違罷成候故被遣候由被仰渡候、依之牧谷

権現山二而村々より証文差上候控

龍王寺へ頼、六月十三日より十五日迄二
二夜三日ノ御祈祷仕、御礼のし神酒御洗米
相添差上申候、尤青木甚大夫様

御郡奉行様四人へも右同断御洗米御供
迄相添御宿やへ上り申候。

去申ノ年分

一 舟御運上銀払手形

六 勾浜大谷 六十九勾大羽尾

一 岩本村二例年之通わかさノつり参候、孫七郎宿勘七、弥次兵衛宿甚右衛門、又四郎宿喜左衛門、藤十郎宿三郎左衛門、九兵衛宿藤兵衛

右之通岩本村二参申候。

一 殿様江戸御発駕被為遊二付、御用馬左之通被仰付候

御用馬拾式正 内六疋 湯村
 六疋 浦留
 三月十八日二鳥取着十九日御発駕、御用御荷物付出、平福迄下り候様ニ被仰付候幸領町浦留村

一外二駄馬式正後より又被仰付、浜大谷二而壹疋、町浦留二而壹疋以上式正十八日右之馬と壹所ニ遣申候、以上馬數拾四疋也。

一四拾目 右ハ申ノ年御用馬まし銀相渡申候

去年銀と壹所ニ請取被申候而、其後牛銀ノ時指引不被致由二而

暮ニ御勘定ノ指引二而米二而相渡申候

一申ノ暮御年貢不足ニ、松木其外おとろ林壳申候願事之覚

一御山奉行高田彦兵衛殿御断ニ付、御赦免被遊、御跡役福永惣兵衛殿へ被仰付候、八東・法美・岩井三郡山奉行。

一三月十八日晚七つ時、陸上村灘ニ破損舟打揚申候、十九日二鳥取へ御注進申上候、廿一日ニ林竹右衛門様陸上へ御越被成候。

一廿二日、打揚申候船、札入ニ被仰付候、其後船へ便有之候、隱岐国へ御戻し被遣候、別紙ニ浦手形有之由、隱岐国島前宇加村徳兵衛船式拾石船破損仕候、

御代官福岡長左衛門様御領内富郡福井村ノ者也

浦手形別紙二有之由。

未ノ年豊前様御膳米預り之分払候様ニ被仰付候

- 一 壹升式分 八重原 一七升 中村 一 壹斗 久しら 一 壹斗 高江
- 一 壹斗五升 海士 一七升 矢谷 一 壹斗 左近
- 一 壹斗式升 栗谷 一八升 南田 一 壹斗 湯山 一 式斗 細川
- 一 壹斗八升 大谷 一 壹斗 蔵見 一 壹升 中村

後二払

合壹石五斗払済

一筆申入候、然ハ米村所左衛門御郡代役御赦免之願仕ニ付、願之通御免被成候、左様ニ付被相心得候、先頃有之御救米弥御巡見相済銘々罷歸ニ候ハ、相渡候、然共大分之儀故米斗二而ハ難被遣候、銀望者も數多可有之候旨、村々へ被申聞米銀望願書指出させ、急ニ可被差越候、割符之儀ハ相渡候節可申付候。

一拙者共儀ハ御巡見為御用明後廿一日知頭郡へ罷出候、拙者共留主御用青木甚大夫・二宮幸介相勤候間、右之願書集次第両人方迄可被指越候為其如斯候、恐々謹言

三月十九日

溝口軍右衛門

大谷 徳兵衛殿
 高山 十四郎殿

御運上油払付覚

- 一 式石八斗五升 田後村払
- 一 七斗五升 岩本村払
- 一 式斗八升 大羽尾村
- 一 八斗式升 網代村
- 合四石七斗払済

三月廿五日使半七

一岩本村半七外二女まき・かめ以上三人立願御座候ニ付、西国順礼ニ罷出度旨願候、聞届国手形遣候。

一四月十四日二壹損米之儀ニ付罷出、十六日二歸り申候。

一 同廿一日ニ罷出、廿三日ニ歸候、米村所左衛門様当春御郡代御免被遊候後、いまだ長役不被仰付候故、青木甚大夫様当分役ニ被仰付、当春御両国へ被遣候壹損通りノ米、四月廿二日ニ因幡ノ分大庄やへ御渡し被遊候壹損ノ内三步通りハ、村々根帳ノ者十歳より上ノ男女ニ配分被仰付候、四歩通りハ当作人下借り銀米員高二割符、残ル三步通りハ当秋当作高二割符被遣候、当年三步ノ御請米之利御免被遊候。

一有章院様御法事来ル廿七日より廿九日迄、於慶安寺御執行被遊候、御法事中獵師其外殺生堅停止ニと、且又火ノ本入念候様ニ未々迄堅可被申付候、以上。

四月廿四日

荒尾周防
 乾安房
 鶴殿大隅

右之通御触二候間、被得其意村々末々迄堅可申付候、以上

小泉藤次郎

溝口軍右衛門

右不残相触申候、尤村々庄や判形仕為廻サ取置候。

四月廿五日

大谷 岩本本庄 太田河崎

一御雇下奉行半七殿 次兵衛殿 長介殿被參、右之村々水奉行割符遣し申候右本庄太田ノ水奉行、両村より願之通鶴殿大隅様ノ御預り佐左衛門・六兵衛兩人被下候二付、右次兵衛・甚介戻し候様二と被仰下、同廿八日ニ添状いたし戻し申候。

四月廿七日ニ松井様より

一去年取立上り申候鳥取塩屋新介より買懸り銀被請取手形被下候。

一五月ちまき御用之まこも拾五荷四日廿九日ニ鳥取御会所松本伊平次様へ払付候様二と被仰付、細川・海士・湯山へ申付遣候、一まこも三尺縄ニシテ八束三わ細川より払、拾束海士・同九束湯山合廿七束三わ御会所指出、伊平次様へ払請入參候、森村金蔵様へ奥書有之候。

一五月朔日ニ罷出、二日ニ帰り申候。

五月五日

一岩本村勘三郎、讚州金比羅へ參詣仕度由願二付、聞届往来遣申候

五月十日

一細川村半四郎立願御座二付、西国順礼ニ罷出度由願申二付、聞届往来手形遣申候。

五月九日

一鶏丸尾四千本同引尾六百本被仰付候

内丸尾式千本同引尾三百本上構ニ割符

メテ丸尾式千本

引尾三百本 下構 内丸八百本引百廿本 安次郎組

同丸八百本引百廿本 久左衛門組

同丸六百本引百本 久四郎組

一五月十日ニ鳥取柳蔵より御救米三百石御渡し、則二指出申候、十一日ニ帰り候、御救米渡し帳入割、別紙帳面有之候。

五月九日

一海そうめん壺石五斗取次第二差越候様二と被仰付候、以上。

一当春岩本村橋御かけ直シ二付、鳥取より石舟渡し舟共二三艘

其外ろくろなど御取寄被成候、網代田後より船三艘二而積廻し申候、御普請奉行様より壺艘之運賃四拾目ツ、二御定、三艘分百廿目御渡し被遣、田後あじろ庄や請取孫六様へ相渡し申候。

五月七日

其後御用相済申故、五月十四日御下奉行権八様岩本より又鳥取へ指戻し御越被成候。

五月払ノはづ

一式拾目 湯山村坂鳥御運上払手形

五匁 久松村多吉渡世筒運上払手形

○鶏ノ尾請取覚

五月十五日

一 少栗谷村より請取 一南田村より請取 一蔵見村請取

一湯山 一七本大羽尾 一牧谷 一小羽尾

一久志羅村より請取 一陸上・中嶋 一海士 一左近 一岩本

一矢谷村

五月十六日

一浜大谷村すな依立願、西国順礼罷出度由、奉願候二付、聞届往来手形遣候。

六月朔日

一八重原村与一左衛門・平右衛門女兩人、西国順礼ニ罷出度願二付、聞届往来遣候。

同日

一矢谷村与七郎・平左衛門兩人、西国順礼ニ罷出度由願申二付、聞届往来遣候。

六月二日

一久しら村作左衛門、西国順礼ノ願二付、聞届往来遣候。

海素麵割符之覚

六月朔日

- 一 式斗 あじろ 一 三斗 田後 一 八升 本浦留 一 八升 牧谷
- 一 八升 小羽尾 一 壹斗式升大羽尾 一 壹斗 西陸上 一 壹斗 中嶋
- 一 壹斗五升大谷 壹斗五升 岩戸

右之通申付候

海素麵請取覚

六月廿三日 廿五日 廿七日

- 一 壹升 小羽尾 一 七升 岩戸村 一 七升 網代村 一 壹升式合 大羽尾

七月朔日 七月十一日

- 一 壹斗式升田後 一 八升 大谷村

右かり悪敷候

合 請取申候

右之海そうめん八月二日二使当村作十郎二而鳥取へ払付申候、左之通二払参候

一 三斗

海そうめん御請取手形

代廿四夕戌之春又当村次右衛門二而請取村々へ相渡し申候。

五月廿三日

一 青木甚大夫様此度長役二被為仰付候、御勤方当春迄ノ通二被仰付由被仰渡候。

覚

一 御立山之木伐り申儀并下茹など二至まで堅毛頭仕間敷候事。

一 銘々山林御家中町方其外何者と売買仕候共、前廉二御断可申上候并がくい松割木売り申間敷事右之条々堅相守、末々迄急度可申付候、為後日仍而如件。

下構中庄屋年寄判

享保貳年西四月日

福永惣兵衛様

右之通村々へ申渡、則判形申付候、以上

酉ノ五月日 組頭海士村 久左衛門

同 大谷村 久四郎

同 細川村 安次郎

岩井郡大庄屋浜大谷村

徳兵衛

福永惣兵衛様

右之通当春御山奉行高田善兵衛殿御役御免二付、跡役福永惣兵衛殿へ被仰付、継目ノ証文調上ケ申候

五月晦日

一本浦留村七兵衛と申者、数年盗心有之、村へ付届共有之候二付、村中難義仕御断申二付、五月晦日二御用場より御吟味被遊御国御追放被仰付候

組頭安二郎へ連させ御用場へ遣候。

同日

一同村長左衛門と申者、当春御巡見様御通り之砌、庄より段々御用二出候様二と被申付候処二不得其意、剩庄屋・年寄二向過言共仕候二付、所ノ役人より口書ヲ以断申二而、右同日二御用場より御吟味被遊候ハ、岩井へ入籠被仰付候、其後六月十六日二因幡一國御追放被仰付候。

「十朱谷村与七郎・平左衛門兩人」

下構血判集合

一 式百六拾五人 六十一よりノ男

一 式千百九十壹人 十四より六十迄男

一 八百貳人 十三より下ノ男

一 八人 道心者 一 五十壹人 獵師

一 十四人 禅門 一 廿貳人 商人

一 十人 大工 一 貳人 紺屋

一 七人 桶屋 一 四人 鍛冶

一 六人 神主 一 四人 山伏

一 式人 医師 一 四人 比工尼

一 七人 座頭 一 貳人 こせ

一 壹人 白樂 一 三千八人 女老女

一 三人 悪病人 一 壹人 非人頭

一 壹人 鉢屋

合六千四百拾五人

根帳者

内千式百十五人

九つ下男女

同九百六十壹人

他所出ル奉公人

同十壹人

寺方御請合血判御免

同十九人

神主御免

同四人

山伏同断

メテ四千式百五人

外三百七拾五人

他所より参候奉公人

二つ合四千五百七拾四人

所二而血判仕候

西ノ五月日

宗旨庄や源蔵

溝口軍右衛門様

大庄や徳兵衛

小泉藤次郎様

一 御小人宗門帳六月朔日ニ奥判いたし申候

一 残血判人下構ニ三百七十式人有之候、奥判仕候

内拾壹人

死人

陸上塩鳥取へ廻し申候加路川口入津通ノ控

四月十六日

六月六日

四月十六日

六月九日

六月十四日

一 五十俵中

一 五拾俵中

一 六十俵西

一 七十俵西

一 七十五俵中嶋

六月十五日

同廿六日

同日

七月四日

同日

一 四十式俵中

一 百七十七俵中

一 百廿俵西

一 四十式俵中

一 五拾俵西

同月十日

同日

同日

同日

同日

一 七十俵西

一 五十五俵同

一 四十式俵中

一 四十俵中

一 三十俵中

九月廿六日

同日

同日

同日

同日

一 廿五俵中

一 大豆六石中

一 七十俵西

両羽尾村塩入津廻

五月十日

六月十七日

同日

廿六日

同日

一 四十壹俵大羽尾

一 七拾俵大

一 四十俵小

一 四十五俵大

一 四十俵大

西ノ六月十四日

同日

口上安二郎・久左衛門ニ而参はつ

内麦年貢ヲ自分へ請取覚

西ノ六月十四日

同日

七月九日

七月廿八日

一 五十式俵小 一 五十五俵大 一 百十七俵大 一 百五俵大 一 五十俵小

六月三日

一 左近村甚右衛門・久しら村三郎右衛門讚州金比羅へ参詣、聞届、往来手形遣候。

一 海士村

一 矢谷村

一 御年貢麦直段凡十六升二付、五拾目ニ被仰付候。

一 麦御年貢、正徳式辰ノ年より巳・午・未中迄五年内、左ノ右之麦一(倍)増ニ被

仰付、三十式石式升四合ツ、五年ノ内払申候、今年より半分御免被遊候。

麦改覚

一 四斗三升九合 左近村

一 四斗六升六合 久志羅村

一 三斗四升九合 中村

一 七斗七升六合 蔵見村

一 四斗三升壹合 南田村

一 三斗八升式合 栗谷村

一 五斗七升七合 八重原村

一 式斗壹升八合 矢谷村

一 三斗八升五合 高江村

一 壹石式斗五升五合 湯山村

一 六斗六升九合 海士村

一 八斗七升九合 細川村

一 一斗五升六合 浜大谷村

一 壹石壹斗六升八合 岩本村

一 一斗式合 本浦留村

一 式石五斗八升六合 町浦留村

一 壹石四斗壹升式合 牧谷村

一 壹斗式升三合 相谷村

一 三斗八升四合 小羽尾村

一 三斗式升六合 大羽尾村

一 壹石五斗三升七合 陸上村

一 壹斗九升八合 田河内村

麦惣合拾六石壹升式合

畝数百六拾町壹反式畝也

代銀八百三拾三匁九分六厘但五拾目かへ。壹反二付、麦年貢壹厘宛

右之通取立、西ノ六月十三日夫組頭安次郎ニ而

御用場へ払付申候、上下壹紙ニ御手形参、高山へハ我等手形遣置申候

一 壹斗 矢谷村 一三斗四升九合 中村

六月十九日

一 一四斗五升 湯山 一式斗高江 一式斗久しら 一三斗八重原

代二而請取申候

□二而牛銀ノ負ニいたさせ申候秋迄米借し

六月廿八日請書遣ス 七月九日ニ請取遣ス

一 一五斗 岩本村 一五斗 本浦留 一九斗六升町浦留

御用馬代借銀

一 壹貫目 内五百目 上構分 壹人八拾三匁三分三リツ、

亥ノ年迄三年ニ払はづ

同五百目 下構分

右去年上下二三貫目拜借仕、当酉・戌・亥三年ニ払はづ当年分五月晦日使町浦留

三大夫 湯村平四郎ニて申候、御請取湯村平四郎高山へ取歸被申候。

六月廿六日

一 高草郡加路村御追放人、所ニ戻り居申段相知、御吟味被遊候、当郡などニ立寄

い申候哉、吟味仕候様ニと被仰付、人別書付参候。

一同加路村安左衛門と申者、御追放人ノ所ニ当郡ニ奉公人ニ召抱申者共、有之申

候ハ、早々注進申上候様ニと被仰付候。

同廿三日

一 大坂久宝寺町高寫屋忠左衛門と申者いぼ・ほうくろノ療治仕鳥取へ罷越申ニ

付、御吟味被成候へハ、寺手形往来手形も無之二付、鳥取ヲ追立被成候ニ付、

最早在中へ廻り□候間、見合次第二御国境へ相送り申様ニと被仰付候。

ふく松小^(紙)かみ

一 四拾束 参候

一 内十三束 海士久左衛門ニ渡ス六月廿四日

一 同十四束 細川安二郎ニ渡ス同廿六日ニ渡ス

一 同十三束 矢谷久四郎ニ渡ス同日ニ渡ス

村々参宮人往来遣ス覚

七月日

一 浜大谷村三右衛門・夫右衛門・きさ以上三人

〔木用廿九日〕

同日

一 岩本村勘七・源兵衛・くり・九兵衛以上四人

十二日

一 牧谷村孫兵衛・金右衛門・とめ・安兵衛・忠次郎・平左衛門・久三郎市藏・孫介・多平次・孫次郎・まつ・くら・いし・すき・を以上十六人往来遣ス。

一 八重原村忠兵衛・九藏以上三人

一 海士村藤平次・久兵衛・喜兵衛・十三郎・善六以上五人

一 中村忠兵衛老人

一 矢谷村勘重郎

一 左近村与市郎・彦十郎・勘七・いわ以上四人

一 蔵見村平吉・六助・平次兵衛・与平次・徳次郎・助右衛門以上六人

一 大羽尾村伝左衛門・徳左衛門・仁三郎・はつ・つゆ・喜兵衛以上六人

一 湯山村与兵衛・四郎右衛門・喜平次・十郎兵衛・平四郎・千太郎・

善助・惣左衛門・つち・はる・まつ・くめ・しも以上拾三人

一 細川村義右衛門・豊九郎・甚四郎・半右衛門・長太郎・勘六・牛之助・兵次郎、岩戸太郎・徳十郎以上拾人

一 栗谷村弥兵衛・いち・むめ以上三人

一 久志羅村久三郎

一 浜大谷村新兵衛・又太郎・市郎右衛門・小平次・豊次郎・太兵衛・

安右衛門・むめ・くり・りん以上拾人

一 町浦留村伊兵衛・新吉・五左衛門・安太郎・まん以上五人

一 本浦留村茂兵衛・仁三郎・平吉以上三人

一 陸上村次右衛門・加右衛門・長左衛門・宇市郎以上四人

一 岩本村善六・彦左衛門・さん・すな・多吉・孫四郎・善介・善兵衛・

茂兵衛以上九人

一 田河内村与兵衛老人

一左近村甚右衛門

酒御運上

当春より浦留へ引越申候

一百五拾目 浦留すみや九右衛門

一七拾五匁浦留くりや彦兵衛

一百四拾目 馬場村宇平

合四百六拾五匁

外六百目

湯村栗屋茂右衛門去冬寒作

より又御断申作り申候

合壹貫六拾五匁

内五百三拾式匁五分

七月払使町浦留六之助

ズテ五百三拾式匁五分十二月廿日二払済

一七月九日浜大谷七山峠ノ下、くつかけ場ニ旅人式人相煩臥い申候ニ付、聞付次第ニ、早速庄や次右衛門遣し様子相尋させ候処ニ、近江国浅井郡長浜村半六と申者夫婦ノ由、去年七月二国本発足、西国巡礼ニ罷出、国々廻り申所ニ 諸式高直ニ付、非人いたし廻り申由ニ付、同村へ豊岡一庵と申医師呼遣、追々養生申付候、九日ノ朝浜坂村より出、此方ニ参候とて湯山灘ニ而ころもた(コロモタコ)子寄り申二付、夫婦共やき一所ニ給申由、其二あてられ相煩候由、暮時分ニ女ハ相果申候、半六ハ助り申候、其段鳥取へ御断申候へバ、女之儀ハ 半六願之通其所ニ埋候様ニ被仰付候、半六ハ弥息災ニ罷成、十三日ニ半六爰元発足ニて国本へ歸り申候別紙口上書有

七月十三日

一小村市右衛門様御借米牛銀判本見届ニ七月廿一日ニ鳥取より湯山越ニ御こし、浜大谷へ御泊り、廿二日小田谷へ御越、黒谷へ御泊り、廿三日蒲生谷御仕廻。

七月廿三日

一村々御追放人別紙書付之通此度大赦ニ付、願之通御赦免被遊候、御追人帳ニゆい付置候

中畑高四石五斗八升九合 かぶ庄や又兵衛・かぶ子与三右衛門・半兵衛・清右衛門

一高百石

物成三拾六石

岩井郡八重原村分梶川惣兵衛

右八江戸定詰被仰付候、給所帳除御蔵帳ニ書載可被申候

中畑高壹石八斗七升七合

一高五拾三石壹斗式升五合

宇治村分佃鏈之助

物成拾四石六斗

中畑高壹石

一高六拾石四斗七升九合

院内村分宮崎鉄三郎

物成五石壹斗五升

右兩人跡目減此高二被仰付候残高御蔵帳ニ書入可被申候、以上。

小嶋惣左衛門

酉ノ七月廿三日

徳兵衛殿

十四郎殿

七月廿四日

一高江村七右衛門、申ノ暮御供進有之付豊前守様御小人ニ罷出、指紙奥書いたし遣申候。

一当春御巡見御廻り之時、情出シ相勤申由ニ而金子拜領仕候、七月廿三日廿八日

ニ御礼ニ罷出候。

一浜大谷村水御奉行、四月廿五日より八月三日迄日数九十六日被相勤、切手出し申候。

一岩本村水奉行ニ御定下奉行半七殿被参候、是も八月朔日限ニ仕廻被申候。

一但州二方郡井土黒坂村七郎兵衛、女ハ竹田村ノ者、寺ハ同村旦那ノ由申候、手形は当春取参、当村庄や次右衛門ニ相渡申由ニ候、此方門外屋敷ニ置申候。

八月十四日水御奉行治兵衛へ渡ス

一太田村・本庄村水御奉行被相勤候切手、此方より調遣申候。

一三番わせ八月十五日限ニ帳上ケ候

一三番わせ八月十五日限ニ帳上ケ候

ほっこく通り

一四番わせ九月十日限ニ帳上ケ申候、八月廿日ニ帳上ケ申候

ミの通り

一五番わせ同晦日限 同断 同
 一青木甚太夫様、御仕置御条目被仰渡二、八月六日二鳥取より御出、郡々御廻り
 九日二銀山越二而高山へ御泊り被仰渡候、十日二朝明ケ六つ下刻二浜大谷へ御
 越、下構二被仰渡候、別紙二御条目有り、喜多村藤兵衛様・同名彦六様様御供
 二而御廻り被成候。

八月十四日

一岩本村権二郎姉、鳥取佐藤宗悦様へ奉公仕い申候所二盗事二而入籠被仰付候
 由、就夫右之権二郎八月十四日二鳥取へ庄や二連させ越候様二と被仰下遣申
 候、同十七日ノ晚より権二郎二籠賄仕候様二と被仰付、岩本村より籠まかない
 仕候、其後籠賄不勝手もの二付、迷惑仕候段、私等奥書二而御願申上候へハ、
 九月七日より御免被遊候、右権二郎姉九月十二日二御免被成、岩本村へ戻し被
 遊候、則岩本庄や茂兵衛遣、籠屋より請取帰り申候。

一八月四日きる物など別紙御書付参、此通質物二取不申や村々吟味候様二と 被
 仰付、別紙二村々吟味判形取置申候。

一右之きる物など岩本二て売買有之様二風聞御座候由二て、小嶋惣左衛門様より
 吟味仕候、村中書物いたさせ銘々奥書仕差出候様二被仰付、九月八日二岩本村
 へ参吟味申候。

岩本御蔵毎年之通葎藁繩払申覚

一葎拾六枚 内拾三枚 上構

三枚 下構

こたぐり

一繩拾束 内八束 上構 四わ町三わ本浦留四わ牧谷

式束 下構 三わ小羽尾三わ大羽尾三わ田河内

一藁三拾束 内廿五束 上構

五束 下構内三束浜大谷式束岩本

新酒払奉願覚

汗入郡淀江村助三郎払 町浦留村多郎助

高五石 御運上百目

岩井郡湯村竹田屋茂七払分

高七石 御運上百拾目 同村半九郎
 右ハ酒新作り之儀奉願候へハ、右之通御書付ヲ以被仰渡候
 来戌ノ年より御運上銀差上申筈也、小嶋惣左衛門より被下候
 御書付町浦留仁左衛門二相渡申候

御年貢米、船二而積廻し申加路入津通

小嶋惣左衛門様へ願申上、則式枚被遣候、米書払

遣又覚

九月朔日 同六日 九日

△一四拾俵 本浦留 △一百拾俵 牧谷 ○一七十俵 岩本

同日 九月廿一日 同日

○一拾四俵 本庄 一八拾九俵 本庄 一四百廿俵 牧谷村

十月十九日我等手形遣又 同日 同日

一四十俵 本浦留 一百廿四俵 牧谷 一十式俵 小羽尾

十月廿六日

一十四俵 小羽尾

一岩本御蔵横目二中野宇七郎様九月御越被成候

九月四日

一荒尾主計様御子息為千代様当春御出生被遊候処二此度御遠行被遊亀三郎御悔進
 上仕候。

一九月五日湯山など二、長式間半、本口三尺廻り末口式尺廻り帆柱艇ノさき壱本
 流寄申由断参候、尤加路御番所藤十郎より御断申候由。

一江戸よりノ御条目、浦々二唐船参候ハ、注進申上候様二と増田平次郎様御廻
 り被仰渡、村中家主分判形御取被成候、其外例之通被仰渡候。

九月十三日

一新金引替当十二日限二被仰出候処二、当年より三ヶ年之内御延し、来ル亥ノ
 年迄通用翌子ノ年より通用停止二被仰出、村々判形取置候

中畑高老石七斗七升三合
一高八拾四石八斗四升

石川伝左衛門

物成四拾五石八斗壹升

右岩常村二而、旧知御戻し被遊候由、被仰渡候。

一湯山村坂鳥札、例年之通奉願候書上ノ控

新御小人奥書仕候覚

豊前守様新御小人九月

一高江村善四郎

御同所へ十月八日

一大谷村伝七

御表様

一岩本村

十一月廿六日御表様へ

一久志羅村勘兵衛

十二月八日豊前守様へ出ル

一細川村庄兵衛

一御目録上ケ申様ニと御催促ニ付、九月廿日ニ上ケ申候、使組頭湯村新兵衛・海士村久左衛門御物成去年ノ通ニ書上申候、其内御借米牛銀之高違申候、当年借り銀ノ通ニ書上申候。

一大羽尾村ノ氏神武王大明神ノ社上葺仕度由願申候ニ付、聞届申候。

一田河内村氏宮荒神ノ社上葺右同断

九月廿一日

一中ノ丸御普請、御急被遊候ニ付而、大工御書付通急ニ在御用場迄差越候様ニと被仰付候、久大夫・吉大夫と申者御書付ニ有之候へ共、浦留ニ無之故、久大夫替りニハ忠大夫遣候、吉大夫替りニハ吉右衛門遣候、此兩人浦留より鶴殿大隅様御茶屋へ細工ニ罷出い申ニ付、其同断申上候へハ、御戻し被遊候、恩志村権兵衛八十式、三年已前相果申候ニ付、其段仕候。

一幡州一切郡川内一番村なしゃ伊兵衛と申者、毎年参申候、跡取り仁兵衛と申

由、庄や太郎大夫・大庄や下村三郎右衛門と申由、讃岐丸亀御城下ノ御領内
(後欠)

一筆申入候、然は御蔵払米殊外出来御納所少ク段由、御蔵、同村より相達候、来月二入候得ハ、御蔵わけも有之事ニ候間、随分村々せり立数納吟味被申候而、無油断相払せ可被申候、為其如件候

十月三日

松井番右衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

尚々いか様ノしさいニて相払不申哉、村々せり立随分相払せ可被申候

一筆申入候、然は爰元大善院此方旦那内外出入候御人、私共御心安旦那山伏ニて御座候、其御郡へ去年も被参候而、各々様御世わ候段承忝存候、当年も大日ノ御札配申度由ニ御座候、近日之内御廻可被成候間、其節宿等之義万々頼申候尤牛馬之無煩之御くすり御出ニて御座候、何か右之品奉頼候、為其如此候。

松井番右衛内 森半蔵

小嶋惣左衛門内森平兵衛

九月廿六日

不破与左衛門内影井九右衛門

徳兵衛様

重四郎様

佐橋権大夫様御家臣浅井定七殿

一筆申入候、然は楮他国へ出候様ニ相聞候、村々へ稠敷相触指出させ申間敷候、若かくし候て指出候は早速捕可被指出候、尤外より於相知は各可為越度候、為其如此候、恐々謹言

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

十月九日

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然ハ当年糶米四石、其郡へ被仰付候間、預り切手例之通此方へ差出可申候、且又小谷や四斗御会所御用ニて払わせ可申候、為其如此候、以上。

十月十一日 小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

右粉摺米四石ノ内

貳石 下構ニ預リ申候

内 貳斗貳升 細川 貳斗 海士 壹斗五升 湯山

壹斗五升 高江 壹斗五升 矢谷 貳斗 八重原

壹斗 栗谷 壹斗 南田 壹斗七升 蔵見

壹斗貳升 中村 壹斗七升 久志羅 壹斗七升 左近

一 竹内林次郎様十月十日ツ、だけ流山ノ御見分ニ御越被成、御下奉行安大夫殿ニ

被仰付、此度流シ山ニ被仰付候、流シ人夫壹人町升壹升五合ツ、ニ被仰付則御

年貢立ニ被仰付候、納升ニ而壹升三合九才ニあい申候。

十月十二日

一 一こも三拾枚岩本 三十枚町 十五枚本浦留 廿五枚牧谷

十五枚細川、廿枚海士、廿枚湯山、四十五枚浜大谷村

合貳百枚

右は日々や村ノ前埋樋上ノふた板はなれい申二付、打直し被遣候ニ付被仰付、

割符申付候、外ニ上構ニも百枚ヲ申被遣候。

十月十三日

一 三石 豊前守様御膳米預リ申候

内 壹石五斗 上構へ預リ

同 壹石五斗 下構へ預リ

内 四升 田河内 貳斗 中嶋 壹斗五升 西村

壹斗 小羽尾 五升 大羽尾 貳斗 牧谷

貳斗 町 壹斗 本浦留 貳斗 岩本

貳斗六升浜大谷

一 豊前守様・河内守様御小人拝借金銀、十一月中ニ取立払付候様ニと被仰付候、
尤別紙ニ目錄參候。

一 筆申入候、其御郡新開老年・貳年・三年御免、当酉ノ別取立成申候分、并畑田
二成、当酉別取立開出高・荒起当成之分、委細遂吟味急々帳面可被指出候、為
其如此ニ恐々謹言。

十月十五日

野嶋利藤治

徳兵衛殿

十四郎殿

十月廿三日

一 法美郡谷村宝勝山円城寺峯ノ観音堂御建立ノため、万人講御進通リ被成村々添
状遣申候。

一 筆申入候、然ハ当年御用掛リ大豆之儀五歩懸リ被仰付候間、念入相払候様ニ可
被申付候、以上。

一 御会所御用塩、百五拾俵被仰付候、在御用場御入用塩御入米拾五石壹斗四升被
仰付候間、両所共念入来度塩相払候様可被申付候、以上。

十月廿三日 小嶋惣左衛門

小嶋惣左衛門

十月廿三日

徳兵衛殿

十四郎殿

一 筆申入候、然ハ牛銀取立御条目通、来月十五日限上納此可有候、今年ハ御救米
も有之ニ付、未々御年貢仕廻候而も米も可被遣候様相見へ申候、迎も払申米も
直段も下直ニて、勝手ニ悪敷候ハ、米ニ而成り共、取立可被申候、左候ハ、
九斗六升ニ付百拾匁ニシテ取立可被申候九月十月十五日直段たり共二百七匁ニ
而候、来月之直段難計候得共、御支配も出候ハ、又々下り可申、たとへ下り
候共、百拾匁ニシテ取可遣候間、此段末々迄可被申聞候、勝手次第第二取立可被
申候、為其如此ニ候、恐々謹言。

十月廿六日 小嶋惣左衛門

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

松井番右衛門

徳兵衛殿

十月廿六日

小泉藤次郎
松井番右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

尚々其節之直段平シ百十匁より高直ニ有之候ハ、其直段ニシテ相可遣候。

十月廿九日

一湯山村流板御免札願書ノ事

十一月 高山より御状参五日ニ村々ニ触申候

一鮭御用不足ニ付、村々より取次第ニ御会所へ持参候様ニと被仰付、村々ニ申付候様ニと組頭中ニ被遣候。

一伯州米子ニ而真宗西念寺御両国托鉢ノ御免札ニ而御廻り被成候、私方高山迄ニ御越被成候、松井番右衛門様御内森半蔵殿御頼被下候。

十一月十一日

一在々下借利米之儀、米ハ暮より暮迄三割銀去暮より暮迄式割ノはづ、此度御改御条ニ而被仰渡候、尤暮より春迄ニ返済ハ右之利月割ニして申はづニ 被仰渡、村々判形取置申候。

一平野村十郎兵衛岩本御蔵へ米申所ニ、忝升五合欠仕、十一月十三日御用場ニ而様子御聞被遊、則岩井湯村入籠被仰付候、御用場ニ而繩ヲ懸ケ御戻し被遊候、組頭久四郎・庄や次右衛門ニ召連させ遣申候、十一月十日ニ欠仕候、十二月六日ニ御免被成候、御状参候久右衛門様より。

十一月十二日

一陸上村塩勘定ニ中嶋庄や伊兵衛遣候、御表様分ハ田中藤内様迄私状ヲ添、御会所へ払御請取松本伊平次様より被遣其手形田中藤内様へ使伊兵衛ニて相渡候、済判之儀ハ例之通来春御決而ニ被成被下候様ニと書状ニて、御断申遣■候ハ、其通ニ成被下候。

一牛銀払付ニ、十一月十五日ニ下構ニ而、海士村勘右衛門・上構ニ而黒谷藤兵衛遣候。

十一月十七日

一小羽尾村・牧谷村、午ノ洪水荒場ノ所、御普請奉行様より御普請被成被遣起申ニ付、清水孫六様より証文御取被成候控

右之通記ニ帳仕立、御新田御奉行様竹内様へ申上ケ申候、十一月廿一日。

十二月三日

一豊前守様御小人八重原村平左衛門、十一月六日於江戸欠落仕候、就夫金子壹兩三步御取立金急ニ払候様ニ御小人頭浜崎重右衛門様より被仰下、則組頭久右衛門へ申渡候。

当暮御塩手御入米ノ覚

一御入米九石 此塩百五拾俵 御表方

一同 拾石 此塩百六拾六俵式斗六合 豊前守様分 岸源四郎様当ニ

一同 拾石 此塩百六拾六俵式斗六合 預り差出候

一同式石八斗八升 此塩四拾八俵 河州様分^(池田清忠) 松本伝九郎様当ニ

一同式石四斗 此塩四拾俵 式部様分 預り差出候

一同拾五石壹斗四升 此塩貳百五拾貳俵壹斗三合 御用場 藤田与一兵衛様当ニ

一同拾五石壹斗四升 此塩貳百五拾貳俵壹斗三合 御用場 預り差出候

一同拾五石壹斗四升 此塩貳百五拾貳俵壹斗三合 御用場 十六日十七日

一同拾五石壹斗四升 此塩貳百五拾貳俵壹斗三合 御用場 惣左衛門へ上ケ申候

一九斗六升 此塩拾六俵 広沢十郎兵衛様分

外ニ壹斗式升久大夫・私より御かし 此塩貳俵也

此塩貳俵也

一九斗六升 此塩拾六俵 吉田平馬様分

一九斗六升 此塩拾六俵 此塩拾六俵

一九斗六升 此塩拾六俵 佐久間甚左衛門様

一九斗式升 此塩七俵 山下武兵衛様

十壹石式斗 喜多村彦次郎様

一四斗式升 北村尚右衛門様

一八斗 内四斗 中嶋 青木甚大夫様

四斗 中嶋

此塩十三俵壹斗三合

一百廿三匁 森官右衛門様

此塩拾六俵 正月御勘定後ニ銀子被下、二月

十日ニ相済申候

一十二月二日夜鳥取江崎惣門二、年頃五拾斗ノ男相煩居申候、同三日午ノ下刻ニ相果申候、若当郡ノ者ニ而ハ無之哉吟味仕候様ニ、私共兩人、宗旨庄や兩人宛ニ被仰下、御書三日夜ル亥ノ下刻ニ相達、則村々へ状廻申候、尤源藏連名ニ申候。

十二月五日先達而も被仰下候様ニ御書ニ被仰下候、去年被仰下候儀ニ而候哉、当年ハ御状先達而ハ不参候

一御用場より蜜ノ儀、取次第二指上候様ニと被仰付候代老升二付、式拾五匁被遣由被仰渡候、村々へ早速相触申候。

一田後村十月初より村中風病相煩于今しすまり不申二付、浦留御番所より梶浦藏人様へ願可被遣候由ニ而願書も上ケ申由、依之私方へも願書指出候二付、御用場へ添状ニ而指上申候、則庄や市右衛門遣し候へハ、御上より御祈祷被仰付、鳥取於観音院ニ御祈祷被遣候、御板札三枚村ノ両端間中ニ建申候外、紙札村釜戸数不残頂戴仕候、尤御供御洗米村中老つづ、頂戴仕候様ニ被遣候、十二月九日ニ取帰頂戴いたさせ申候。

一右看病人又ハ病人以上式百八十八人有之、村中家数改帳面上ケ申候、右之分ニ一日二三合扶持ニ積りニして大方納八斗ノ積り廿日斗ノ分四斗入四拾俵ほど御藏之内残シ置相渡候様ニ被仰付候。

一御勘定所平シ御帳十二月六日ニ参候

十二月八日御書ハ前田後御祈祷被仰付候所ニゆい付有

一餅米大分御用二付、郡中もち米有次第御藏へ払わせ候様ニと被仰付候。

十二月八日御本書ハ高山へ遣ス

一鳥取座頭世都御免被成、此度八代都御両国座頭ニ被仰付候間、此段其御郡座頭暨女共へ此段可被申聞候則八代都より之書状遣候、早々相送可被申候。

十二月七日
小嶋惣左衛門
徳兵衛殿
十四郎殿

一十二月十三日夜四つ時ニ、長谷村庄三郎家焼失申候。
御表様十二月十四日
一御小人拝借銀取立候様ニ、御書参候。
十二月十六日

一式部様御塩米御入米式石四斗御切手小嶋惣左衛門様より被下候、則預り証文藤田与一兵衛様当ニいたし惣左衛門様迄上ケ申候。
一岩本御藏書かへ、十二月十一日私十四郎兩人共ニ罷出申候
十二月十七日

一餅米御用二付在中有次第、御藏御藏へ払わせ候様ニと先日も被仰付、早々村々相触申候、当年もち米無之由、其通御用場へ御返答申上候処ニ、町方ニ而売申者有之様ニ御聞及被成、急度村々へ吟味仕候様ニと又々被仰付、十三日十四、村々へ又々吟味申渡候証文取置申候。

十二月十五日ノ御書十七日高山より参候

一煤八斗五升急御用二候間、例通御細工御こやへ払わせ候様ニと被仰下候。

内 四斗五升 上構
同 四斗 下構

壺斗五升 安二郎組
内 壺斗五升 久右衛門組

壺斗 久四郎組
〔欠想〕 一 枚被仰付候へ共、此度大破二付

〔欠想〕 一 安二郎へ状ニ而申渡候
〔欠想〕 一 来ル廿六日に仕候

〔欠想〕 一 ろ壺枚
〔欠想〕 一 松井番右衛門様より御詠
はゞ三尺四寸

〔欠想〕 一 二合むしろ五枚来ル廿二日迄指下候様ニと被仰付候。

一 間ニ合むしろ五枚小泉藤次郎様より御詠ノ
一 間ニ合むしろ五枚日比久右衛門様より御詠
右湯山村へ申付候。

十二月廿日
一 式升左近村 一 式升中村 一 式升久しら村

〔欠想〕 一 物成

〔欠想〕 一 不付、竹四拾五本

- 〔欠想〕 〔 繩壺束こたぐり 〕
- 〔欠想〕 〔 大谷村 六本町浦留 式本本浦留 〕
- 〔欠想〕 〔 谷 式本小羽尾 式本大羽尾 〕
- 〔欠想〕 〔 例年仕候 〕
- 〔欠想〕 〔 三十本 陸上田河内ノ割 〕
- 〔欠想〕 〔 割符申付候 〕
- 〔欠想〕 〔 月廿四日迄ニ御蔵へ持参候様ニ申渡候。 〕
- 〔欠想〕 〔 普請御用ニ御郡中上中ノ大工・木挽、正月十日より 〕
- 〔欠想〕 〔 へ指越仕様ニと被仰付候、尤先達而上中ノ大工・木挽 〕
- 〔欠想〕 〔 被仰付候 〕
- 〔欠想〕 〔 割増ニ而只今迄通用致候へ 〕
- 〔欠想〕 〔 同事ニ歩銀なしニ被仰出候 〕
- 小嶋惣左衛門
- 〔欠想〕 〔 衆へ小泉藤次郎 〕

享保三年正月〜十二月

(表紙)

「享保三年

日記

戊戌正月吉日 中嶋氏正恒」

御家老

荒尾志摩様

同 周防様

御頼二付御出

鵜殿大隅様

御郡奉行壺去西ノ六月より

不破豊右衛門様 日野・会見・汗入

新井九右衛門殿

同断三

日比久右衛門様 河村・久米・八橋

同断式

河毛忠右衛門様 気多・高草・八上・知頭

同断四

小嶋惣左衛門様 岩井・法美・邑美・八東

森平兵衛殿

御両国御長役去西ノ六月より

青木甚大夫様 在御普請奉行

若林八郎右衛門様

在御吟味役右同時より

松井番右衛門様 森半藏殿

同断

小泉藤次郎様 近藤定六殿

太田平馬様御内

岡村伝右衛門殿

一 正月十一日壺岐守様為御代参牧谷権現山へ御越被成候、村々より雪道ふみわけさせ候様ニと被仰付、鳥取より覚寺村迄正月九日ノ夜式匆五分ニ而日用雇持被越、村々へ相触申候。

一 御中丸御普請御急二付、上中之大工・木挽正月十日迄ニ鳥取へ差越候様ニと被仰付、大工浦富甚介・十郎右衛門・須左衛門・仁左衛門・才次郎・喜平次・彦右衛門・六郎大夫、木挽同村豊四郎・助大夫、大工湯村甚左衛門・同浜大谷村権大夫、木挽馬場多平二・吉左衛門・白地村半兵衛以上拾五人、正月十一日罷出申候。

一 大御勘定ニ正月七日ニ罷出、十一日御用場御勘定、同十三日大御勘定仕候、廿二日ニ帰り申候。

一 つのじ肝御詔之覚
松井様より御頼

四はね青木甚大夫様 一 壺はね藤田甚左衛門様へ、外二三はね松井様より御詔

油壺斗五升小嶋惣左衛門様 一同三はね 森官右衛門様

内百 前銀

油五升 河本久左衛門殿 一同油五升 小村藤兵衛様より御詔二月九日ニ

申参候

きも壺刎(肝) 小惣左衛門様 一 肝壺刎分油ニして五藤勘右衛門様

「(欠想)」 「(欠想)」 一 油二斗 若林小藤次様

「(欠想)」 「(欠想)」 きも式刎 溝口軍右衛門様 十一月廿六日

油五斗 米村所平様 一 きも三刎 小泉藤次郎様

家臣□田惣右衛門殿より

一 新井村源藏、去冬御給人様へ升ノ外米式石計払過払ニ立申候二付、戌ノ正月十一日閉門被仰付候、二月五日ニ御免被遊候。

二月二日

一 鳥取二階町花屋源兵衛と申者大坂御奉行所ニ訴状差上申候二付而、惣方売掛ケ御取立被遣候由、田後村近江屋分藏拾七匆八分、右源兵衛より買掛り仕い申二付、取立申様ニと被仰付取立、二月五日ニ御用場へ遣申候、小嶋惣左衛門様より御請取手形参申候。

正月

一 若州小川浦猟師例年之通岩本村ニ出獵ニ参候、庄や三郎左衛門と申由状越申候。二月九日惣左衛門様より

一 去春御巡見様御通り之節入用品々間銀被遣候間、来ル十一日ニ在御用場へ罷出候様ニと被仰付候。

二月九日前ニも被仰下申遣置候

一 河毛忠右衛門様より御客有之ニ付、来ル十四日五日両日ニ看取次第大鯛老枚・中鯛拾枚・かざミ老枚・かれい五枚・さ(米螺)、い式拾・さより十五右之通調越候様
ニ被仰付候、田後村へ誂遣申候。

同九日

一 町浦富平七と申者請人同村伝四郎、青木甚大夫様へ此度御奉公ニ有付申二付請状之儀被仰下、二月十一日為持進上申候。

同日小嶋惣左衛門様より御頼御状被下候

一 陸上村有助と申者此度南條孫右衛門様へ御奉公ニ有付、請人同村長三郎二月十二日為持進上仕候。

二月十一日

一 二月十三日若殿様御誕生日ニ付、十三日一日諸獵御留主被遊候、則村々へ触被申様ニと組頭中へ申渡候。

一 筆申入候、然は播磨万歳当月十五日限ニ鳥取仕廻罷歸候、御郡々道筋ハ不及申、何方之村々ニ而も留置不申御国境迄送り可被申候、若何方ニ而も留置申は以後急度可被仰付候間、此段村々庄・年寄へ可被申付候、以上。

二月十三日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

(大庄屋)
大庄兩人御当

一 去春御巡見様御廻り之、節諸事入用品々間損銀、二月十一日ニ御渡被成請取申候、人夫銀之外間損銀として壹貫四百六拾五匁八分七厘、御用馬去三月廿六日より同四月二日迄郡々荷物付廻し申駄賃、又は右送代として三百六拾七匁六分御渡し被遣請取申候、別紙帳面有。

一 立来り之牛市当春ハ町浦富村長兵衛立申候、三月朔日より同廿八日迄立申筈ニ御願申埒明申候。

二月廿八日

一 湯山村彦十郎・同村儀左衛門・細川村幾右衛門以上三人、出雲大社へ参詣仕往来手形遣候。

同日

一 湯山村須左衛門讚州金毘羅へ参詣仕候、往来手形遣候。

三月四日

一 左近村伊平次讚州金毘羅へ参詣仕候、往来遣候。

同日

一 細川村長太郎・半六式人、岩戸村ニ而庄右衛門・彦藏・権太郎以上五人往来遣ス。

同日

一 町浦富村徳左衛門・忠兵衛・与一兵衛・夫左衛門・六左衛門・多兵衛以上六人往来遣候。

一 二月廿八日ニ朝俄ニ大風吹、田後村獵船太郎兵衛船六人乗内老人、本浦富沖ニ而破船ニ付相果申候、尤死骸ハ船ニゆい付上り申候、其外浦々ノ獵船も出船申候所ニ難風ニあい漸々帰り申候。

一 青木甚大夫様、村々御新田所御見分、又ハ浜大谷村(流し)ながし山為御見分三月八日法美郡上野通御越被遊候、其日直ニ御歸被成候、竹之内林二郎様も御同道ニ而候。

一 浜大谷・岩本大(井出)いで筋悪敷御願申上、当春岩常より森木迄(井出)いで御掘被下候、尤右池谷より新川へ落捨り申水、本庄つゝミ之下山鼻通新川取間御閑留被下、大いでニ水取申様ニ被仰付候。

一 久松ノ下大川ゆがミ、大道へ掘込申候ニ付、川瀬違御願申上候へハ、御聞届被下候。

一 水通(井出)いで頭無之、此度御願申義ひが田より井出筋御付被下候。

一 御普請奉行若林八郎右衛門様より困窮ニ及し様候ニハ、地井下(渡)ざらいノ人夫近年御減し被成候ニ付、此度御聞被遣候。

一 一筆申入候、然ハ去年戸田市左衛門奉公相勤居申候岩本村善三兵衛、願之通此度所江御戻被遣候間、此段可被申渡候、為其如斯ニ候、恐惶謹言。

三月十一日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

三月十八日

新井村
源蔵殿

一西ノ年御用馬駄賃銀、并増銀貳百五拾貳匁四分六リ、三月十八日則仁左衛門江相渡申候。

一御郡奉行様、宗門御改、四月七日銀山越御越被成、牧谷村御一宿、八日二灘手御仕廻池谷村へ御泊り、九日二湯山村迄御仕廻、直二鳥取へ御歸り被成候。

一田後村疫病尔今止不申、去年十月より当四月迄死人百九人御座候、病人貳百四拾四人、病後ノ者百十三人御座候、惣人数六百六十六人内二而、右之通村中迷惑仕候、去冬も御救米飢人之分二四斗入四拾俵御借し分二而被遣候、御上より御祈祷二鳥取觀音院二而、去冬被成被遣候御札・御供御洗米共二田後家数二被遣候、当春又牧谷於権現二(護摩)ごま祈禱被仰付、前之通御札・洗米被遣候、依之村中難有奉存、此上之御願得不申上居申候所二、此度梶浦藏人様より御心被付、此度飢人分一日壹合ノ積り二御救米可被遣由二而、山崎善内様四月八日二田後へ御越、病人帳御仕立十日二鳥取へ御歸り被成候、私・源蔵も九日晚二田後へ御出合申候、飢人ノ分為御救、此度又四斗入貳拾壹俵斗五升九合御借被遣候、四月十五日二小嶋惣左衛門様より被仰下申渡、則十六日二私方より米、右之通使年寄弥右衛門二相渡申候、尤八石五斗五升九合私請取手形御用場へ小嶋惣左衛門へ調上ケ申候。

一久松村庄兵衛、下ノ川端御普請所土手へ牛追放置(損)そんざし申二付、御普請奉行若林八郎右衛門様より御付届二付手錠申付候、四月十五日差免申候。

一牛力岸遷宮之儀、十五年計、此方・但州と出入有之、爾今埒明不申所二、此度但州氏子、因州氏子和(談)だんじ仕、両方出合遷宮仕管相極、書物両方二取かわし申候、依之御断申上、是ハ御奉行所より御聞届ケ被成候。

四月九日松井番右衛門様・小泉藤次郎様より御聞届候御書参、高山重四郎へ請取置被申候。

一馬尾五百筋御用之由被仰付、内四百式十筋両浦富申付候、八十筋浜大谷へ申付候。

一御用之海素麵六斗被仰付候、内三斗御表様御用、同三斗(池田清定)河州様御用。割符申付候覚

一壹斗五升 岩戸 一壹斗五升 浜大谷 一貳斗 網代
一三斗 田後 一八升 本浦富 一八升 牧谷 一八升 小羽尾
一壹斗 大羽尾 一壹斗 西陸上 一壹斗 中嶋陸上

計宜 請取覚 惣 宜
一壹斗四升 網代 一壹斗四升 田後 一八升 大羽尾 一六升 小羽尾

一貳斗 陸上 一六升八合貳毛 岩戸村 一壹斗五升 浜大谷村
一八升 牧谷 合 宜

右之そうめん払手形米可申、先二書付申候。

一松井番右衛門様より嶋(島の名)ごま大谷・浦富・牧谷辺二而取申由御聞被成、沢清右衛門様へ取次第二為越遣候様二と被仰付候。

一八重原村平介立六間・横三間ノ家、同村藤右衛門古材木もらい申候、建かへ申度奉願聞届申候。

四月十日惣左衛門様より
一鶏ノ丸尾四千本・引尾六百本在御用場へ払付候様二被仰付候、内丸尾貳千本・引尾三百本上構へ割。

下構 丸尾貳千本 八百本安二郎組・八百本久左衛門組・六百本久四郎組
引尾三百本 百廿本安二郎組・百廿本久左衛門・百本久次郎組
右鶏之尾五月廿四日二御用場二指出し申候。

一 四月十二日

一河崎権大夫様より佐藤義助様へ被進申候御状壹通御頼被下、村送り二而湯山よ

り相届候様ニ添状善十郎迄遣候。

一岩田恵次右衛門様御家臣より平野七郎右衛門へ参候御状、小村彦二郎様より頼被下四月十九日次右衛門へ遣申候。

一鶏尾持参之村々栗谷・南田・小羽尾・高江・大羽尾・中村・久しら・田河内不足・両陸上不足・牧谷・海士・矢谷・八重原・岩本・本浦富・町浦富。

〔欠想〕

一牧谷村傍示小羽尾へ参候坂二、往来ノ商人老人四月十三日二昼時分相煩い申由、所ノ者承早速庄屋・年寄、葉又ハ給もの持参候へハ早無者二成り、牧谷へ連歸り候所へ、道二而相果申候由注進申二付、宗旨庄屋源蔵、又ハ組頭当村久四郎兩人被参吟味之上御断申上候、鳥取町も御吟味被遊候由、然共住所難知も之二付、年頃名札二書印、かり埋二仕置申候様ニと被仰付候、宗旨庄屋源蔵より被渡候様二申候、則鳥取より参候御書新井村へ遣候、四月十五日。

御運上弘申覚

一油八升 大羽村より弘

一同壹斗四升 岩本村わかさ(若狭國)獵師四艘分

一同四斗八升 田後村式拾艘分

一同三斗 網代村八艘分

申ノ暮預り申御表様分御膳米此度弘申覚

一壹斗五升 八重原 一壹斗五升 海士 一壹斗三升 高江
一壹斗五升 左近 一壹斗式升 中村 一壹斗五升 蔵見
一壹斗五升 栗谷 一壹斗五升 久しら一四斗 陸上

合壹石五斗五升

外二壹石四斗五升 上構より弘申候。

合三石

御表様分弘済、則私共預り手形取戻し相済申候、御奥書も海士久左衛門持参、御用場より御消し被遊候。

西ノ年船御運上弘申手形

一七拾四匁 大羽尾一廿五匁 牧谷一四拾八匁 陸上・小羽尾分
一六匁 浜大谷一岩戸・細川・岩本・網代・田後・本浦富

申ノ年安二郎組船運上弘手形も此内二有、亥ノ春指越候、是より前々ノ御請取手形ハ、ミな其村々二有之候、此方ニ参候分ハゆい付遣候。
一西ノ年海そうめん代相渡申候請取手形。

塩鳥取へ廻し申加路入津通ノ控

四月廿一日 同日 五月廿三日 同七日

一六拾俵 くがミ中嶋 一六拾俵 同西分 一六拾俵 中嶋 一六拾俵 西

六月廿一日 同日 同日 同日 同日

一五十五俵 西 一五十七俵 同 一六拾俵 中 一六拾俵 中 一五拾俵 中

七月二日 同日 七月廿四日 八月朔日 同日

一六十俵 中 一五十六俵 西 一六拾俵 中 一四拾五俵 西 一四十三俵西

□月八日 同日 九月十八日

一六拾俵 中 一六十俵 中 一七十俵 西分 一六十俵 西分

一六十俵 中

五月十三日 六月廿一日 同十九日 七月三日

一五十俵 大羽尾 一百俵 大羽尾 一五拾俵 小羽尾 一五十五俵 大羽尾

同日 七月廿一日 同日 八月七日

一五十俵 同西 一四十五俵 同村 一四十俵 小 一五十五俵 大羽尾

九月

一四十五俵 大羽尾

四月廿六日 壹尺なわ壺所束二付四月一日ニ御断申上ニ置候

一ちまき御用まこも三尺廻り三拾わ、当月晦日限ニ御会所松井弥一兵衛様迄万弘候様被仰付、内拾わ安二郎組、網代二四拾わ、久左衛門組へ割符申付候由、拾わ湯山村、各三拾わ三ヶ村ニ申付候、又三十海士村ニ御用ノ由都合六十わ被仰付候、十わ安二郎組、四わ久左衛門組申付候。

一荒尾主計様、四月廿五日ニ御遠行被遊、同廿七日ニ銘々兩人御窺ニ罷出申候。

四月廿六日

一有章院様御三回忌御法事、四月廿八日より晦日迄於慶安寺ニ御執行被遊候、獵師之外殺生停止ニ被仰付候、早々相触申候、大谷よりくがミ迄直ニ相触申候、塩見谷ハ組頭五人ニ申付候。

四月廿九日昼八つノ時ニ御書、晩申ノ刻ニ相届申候河毛忠右衛門様より

一御用之まこも此頃両度ニ三尺廻り六拾わ被仰付、則申渡候所ニ、他郡へも被仰付候所ニ御用ニ立不申ニ付、又々三拾わ明晦日限ニ御会所松井弥一兵衛様へ払付候様ニと被仰付、海士村組頭久左衛門へ申付候、尤追而伐取被遣はづニ候、湯所・浜坂・細川より直ニ此方へ持参候様ニとノ御添書有之参候。

右両度被仰付候まこも

十四束高江村 四束湯山村 廿束海士村 廿三束細川村

合六拾壹束

代廿式匁八分七り御上より御渡被遣、右之村々へ相渡し請取手形有之候。

四月廿九日

一多田嘉七郎様へ浜大谷村茂兵衛御奉公ニ有付候、請人ニ同村甚介・勘十郎兩人立申由、判本見届くれ候様ニと御家臣田中甚兵衛殿より被仰下、四月廿九日朝判本見届、同日ニ勘十へもたせ遣申候、御給米八俵ノ内五俵式斗前給請取申かへ米也。

五月八日

一哥舞妃（徳川家徳）・操等之儀、当春御法度ニ而被仰渡候へ共、村々ニ而仕候様ニ御聞及被成、稠敷吟味仕候様ニと又々被仰付候、若外より相聞候ハ、役人へ罷出被仰付はつニ被仰付候、其將又知頭口より（徳川家）榎（徳川家）など持参、鳥取へ不審ノ者参込申由にて町方も吟味御座候間、在方吟味仕候様ニ被仰下候、五月十

村々判形取置申候。

一本庄・岩本水御奉行鶴殿大隅様御預り佐左衛門殿、五月七日ニ被仰渡候由ニ而

八日ニ此方ニ被参、岩本へ被参候様ニ申渡候。

一浜大谷村水御奉行鶴殿大隅様御預り宇左衛門と申仁、五月十九日ニ被仰渡由即日ニ被参、相手筋御用場申渡候、八月廿日迄相勤被申候、則切手相渡申候。

一岩本村水御奉行鶴殿大隅様御預り吉大夫と申仁、五月廿六日ニ被仰渡候由ニ而廿七日ニ此方へ被参、すぐニ岩本へ遣申候、八月廿日迄被相勤候、則切手相渡申候。

一大殿様、五月十五日ニ御帰城被為遊候。

一豊前守様、御帰館五月十九日ニ付、御用馬五月十六日ニ

平福ニ着十七日ニ荷請仕、鳥取迄相勤候様ニ被仰付候。

馬拾式疋 内六疋 湯村 五月十五日発足、十六日ニ

六疋 浦富 平福ニ参着、十七日ニ荷請仕、

一宰領町浦富夫左衛門遣候銀式拾目かし申候。

一宰領町浦富夫左衛門遣候銀式拾目かし申候。

五月十八日小嶋様より

一御中丸之儀此度御改被成、御二ノ丸と申候間、左様ニ相心得村々庄屋迄申聞候様ニと被仰付候。

五月廿日河毛忠右衛門様より

一中藤市助様家頼去ル八日鳥取より欠落仕候由、市六と申者根帳ノ名ハ市蔵と申候、大谷村ノ者ノ由、若所ニ立歸候ハ、擲置注進仕候様ニと被仰付候、尤根帳名消し候様ニ被仰付候、吟味仕候所ニ、浜大谷村へは根帳名ニも左様ノもの心当り無御座被申候、依之十四日へ申遣、小田大谷ヲも吟味仕候へ共、小田大谷ノものニ而も無御座由申候。

五月廿六日小嶋惣左衛門様・小泉藤二郎様より

一隠岐喜庵様、五月廿日ニ欠落被成候由、依之村々立寄い申候や、吟味仕候様ニと被仰付候、村々吟味仕候へ共老宿も不仕由判形取置申候、尤六月朔日ニ両構壱所ニ不審之儀無御座段、惣左衛門様へ返答申上候。

一五月廿三日ニ出府仕、廿四日廿五日ニ歸り申候。

五月廿七日

一但州出石仙石信濃守様より、但馬国・因幡ノ国見当り候山御見分、江戸被為仰付候由ニ而、為御見分信濃様御内并古田次郎右衛門殿と申御侍御廻り、当郡ニ而銀山村ノ十王山、浜大谷七山、

矢筈山

大羽尾丸山

是ハ岩常山二候へ共

羽尾崎と帳二奉付候

御好二付大谷より手形出又

右之通庄ヤノ手形御取被成候、弥々ハ出合不申候、組頭ハ出合申候。

一湯山村坂鳥又ハ流齧之御運上、久松村多吉渡世鉄炮御運上銀払手形。

御用馬拝借銀

一三貫目 申ノ五月二拝借仕候

内老貫目 西ノ五月二払申候

残り貳貫目

内老貫目 戌ノ五月払 内五百目町浦富分、外二八拾三匁五分三厘湯村く

りヤ夫右衛門町浦富ニ引越住宅二付、町浦富よ

り壱所二払申候、合五貫八拾三匁八分五月廿七

日ハ伝四郎二払申候、同村よりハ年寄分六払付

二參候。

六月三日

一大羽尾伝左衛門・小羽尾仁兵衛・十三郎・平九郎右之者共讚州金毘羅へ參詣仕候、往来遣候。

六月三日

一陸上村次介母立願二付御伊勢參宮仕度由、願二付聞届往来手形遣候。

四月

一(陸上)くかミ村多一郎・清二郎・久三郎・九右衛門讚州金毘羅へ參仕、往来手形遣候、大羽尾伝左衛門と壱所二遣候。

四月

一海土村六兵衛・久兵衛讚州金毘羅へ參詣往来遣候、「欠想」。

一岩本御藏へ残り大豆四石九斗貳合御座候由、鳥取御藏へ廻させ候様ニと被仰

付、町浦富へ申付年寄三大夫遣候、馬遣申候、六月三日二參五日二歸り申候、

大豆七升五合かへ立申由調払申由二候、其外入用都合廿三匁六分五厘三天夫よ

り書出申候、七月九日二銀子不殘取かへ二相渡申候。

一松井番右衛門様銀山之金山、当春より湯村喜十郎願二而ほり懸り申候、為御見

分六月五日二御越、御見分被遊湯村へ御泊り、六日二小田大谷定平と外村与三

兵衛と山ノ出入御聞御埒明被遣、其より上野通り御歸り被遊候。

一湯村喜十郎と申者、銀山村ノ奥茶うす山ノ下、先年も金山仕堀り申候所ニ、其

後指止い申候が、又当春よりノ鳥取者人数二成り、御断申上ほり懸り申候。

一小田大谷村吉右衛門林内ノ村と申所不殘大平迄、外村与三兵衛へ先年質物二入

米借り質物流し、与三兵衛より年久敷作廻仕候所ニ、五六年此迄小田大谷村定

平と申者大平ノ間ハ定平分ノ由申、吉右衛門・与三兵衛と出入仕、松井番右衛

門様六月六日二外村へ御越被遊、御詮儀之上ニ而与三兵衛分二被仰付候、尤

銘々兩人上構ノ組頭不殘御出合申候。

一がま三尺ニして拾束計、豊前守様御用ニ而岸源四郎様へ払付候様ニと被仰付

候、其後払わせ申候、浜崎十右衛門様請取參候、亥ノ正月二私請取手形ニて惣

左衛門様奥書被下候、代四匁高木仁左衛門様より請取申候、亥ノ正月十五日使

海士勘右衛門。

一池谷村瑞泉寺ノ鐘鑄直し、当六月十五日二播州鑄物師鑄申候。

一筆申入候、然ハ御年貢麦九斗六升二付三拾五匁之直段二相立候間、被取立当月

晦日限在御用場へ上納可有之候、為其如斯二候、以上。

六月十三日

小嶋惣左衛門

岩井郡大庄屋や 徳兵衛殿

十四郎殿

畝數百六拾町壱反貳畝

下構麦合拾六石壱升貳合

代銀五百八拾三匁七分七厘 石二付三拾五匁かへ

六月廿九日使組頭安二郎二払済

人帳奥判仕候 奥

一五百七十四人所々出ル奉公人 内三百六十四人御家中

貳百三十人 在町方

一千四百四十人御百姓

一四人山伏 一三人医師

一五人 神主 一式人酒屋 一六人桶屋
 一拾壹人 大工 一四人鍛冶 一式人紺屋
 一六拾人 商人 一式百八十式人獵師 一壹人伯衆
 一貳人 鉢屋 一壹人非人頭
 外貳拾八人所々より召抱候奉公人 内三人他所者
 三人他郡者
 廿式人当郡上構者

合

千石馬壹疋 一丸馬壹疋 一雜役馬廿五疋

右之通二判形仕候。

戌ノ六月十四日

一筆申入候、然ハ此度平米津出し御免被成候、津出し願之者有之候ハ、人別石
 数書付可被指越候、其上二而下可知申候、然所二願も不申我俣二津出し口錢も
 不指出、津出し候者有之様二相聞候、若左様ノもの有之候ハ、本人ハ不及申、
 役人共二急度曲事江被仰付候間、此旨可被申渡候、以上。

六月十六日

小嶋惣左衛門
 松井番右衛門

右相触判形取置申候

六月廿一日

一細川村豊次郎、初野左兵衛様へ御奉公ニ当春よりい申名ヲ付田中広八と申由、
 請状判元見届くれ候様ニと小嶋惣左衛門様より御頼被下候二間、判元請人細川
 村平右衛門・海土村勘右衛門兩人判元見届、六月廿一日惣左衛門様へ返上仕
 候。

一六月廿六日洪水ニ而、岩本前川ノ土手田地ニ切レ込、浜大谷新川土手も切レ
 込、所々掛ケ樋も落流申候、残り分ハ川筋ニ而取揚申候へハ、新井村ノ前新閘
 ノ掛ケ樋七挺之内壹挺海ニ流レ出失申候、灘之村々吟味候へ共打揚不申候、右
 之通二付廿八日ニ御用場へ御断申、廿九日御普請奉行若林八郎右衛門様御越被
 成候。

七月三日

一八重原村久右衛門西国巡礼ニ罷出度願二付、聞届往来手形遣候。

一もぐさ壹貫目御用之由被仰付候、内五百目上構割符、同五百目下構二割符仕申
 候、内三百め安二郎組、三百め久二郎組、三百め久右衛門組。
 一大坂村五次平より左近村伊兵衛、古地切畑二筆ニ而六畝廿歩御水帳場所年々地
 やせ申二付荒レ置候へは、此場所五次兵衛よりかりかけ仕候二付、左近村より
 指とめ申候へハ、竹内林次郎様江御断仕候由被仰下候二付、左近村へ様子相尋
 候処ニ、右之通二付其段御けんとう仕候。

酒御

酒御運上覚

すみや

栗屋

一 一百五拾目 九右衛門 一七拾五匁 又右衛門

町浦富村 町浦富村

一 一百目 太助 一百四拾目 半九郎

池谷村 馬場村

一 一百目 重郎兵衛 一百四拾目 又八

湯村

一 一百六十目 茂右衛門

合壹貫三百五匁

内六百五拾式匁五分 戌七月払

同六百五拾式匁五分 同十二月払

下構分式百三拾式匁五分七月十日二払手形参候。

盆立ノ参宮人覚

一湯山村平左衛門・喜三郎・分右衛門・甚兵衛・七郎左衛門・清次郎・清左衛
 門・清兵衛・勘兵衛・七郎右衛門・長右衛門・長太郎・まつ・ふう・とめ・い
 ぬ・ちやう・きく・ちよ・分次郎・儀右衛門・せん合廿式人也、往来遣し申
 候。

一海土村作右衛門・甚兵衛・豊六・与市郎・吉兵衛合五人、同。

往来作り申候

一 八重原村清兵衛・与右衛門・安兵衛・長松合四人、同。
 一 矢谷村茂兵衛・六郎兵衛・源六合三人、同。
 一 細川村兵左衛門・三四郎・忠左衛門・源兵衛・権三郎・甚九郎・なつ・善四郎・伝次郎・久三郎・たつ・儀右衛門・勘介・喜左衛門・陸合十五人、同。
 一 本浦富村助重郎・権左衛門・夫右衛門・清兵衛・多兵衛・半四郎・助蔵・ふき・たま・まつ・ふき・あくり合十式人。
 一 中村平四郎・七郎兵衛母合式人。
 一 蔵見村甚四郎・喜平次・長・半左衛門・佐兵衛合五人。
 一 栗谷村長兵衛・半右衛門・すぎ・ひの合四人。
 一 久志羅村重左衛門・与左衛門合式人。
 一 岩本村三郎兵衛・伝三郎・多三郎・平兵衛・忠兵衛・結右衛門・半四郎・まん・はた・かめ・いし・さね合十式人。
 一 町浦留吉右衛門・安右衛門・十郎右衛門・せう合四人。
 一 浜大谷村甚介・夫平次・権九郎・くめ・ひさ合五人。
 一 左近村八左衛門・平七・久四郎・こま合四人。
 一 甚大夫様、村々荒所願ニ付、御見分ニ七月廿六日ニ浜廻り御越被遊、細川添ノ谷御改、浜大谷浜廻り御見分被遊候、岩本荒所・牧谷荒所御見分、高山村つ、き湯村へ御一宿被遊候、廿七日ニ白地・洗井御改、銀山村ノ銀山御見分、法美郡へ御越被遊候。
 八東郡小別符村七月ニ相濟 陸上村
 一 酒作高五石 多市郎
 御運上百目
 右酒株新願ニ付聞届候、御運上無相違来ル亥ノ年より可指出者也。
 享保三年戊ノ七月廿八日 小嶋惣左衛門
 右陸上村多一郎、前二酒株湯村竹内屋茂七より借り願申上、式三年酒作り申候所ニ、四年跡午ノ年大洪水ニ而迷惑仕候ニ付御断申上、酒株も指上作り不申候所ニ、其後作迄ニ而八渡世難続由ニ而願申ニ付御断申上遣、此度新株奉願埒明申候、御聞届ノ指紙被下多一郎ニ相渡し申候。

一 田後村仁三郎米八拾石町浦富村市三郎・与市郎・利兵衛・多兵衛四人手前より買申候ニ付津出仕度と願申候、仁三郎書上手形御用場へ上ケ申候へハ、御蔵奉行河崎権右衛門様御状被遣、御蔵奉行より改津出口銭御取立被成はノ之由被仰渡候。

内畑高式石

久志羅村

一 高五拾式石三斗七升四合

荒尾周防

物成式拾三石五斗七升

右当年より所付ケ被仰付候、其内高減、給所帳此方物成畑高廻し可被申候、以上。

戊ノ八月五日

一 岩本村兵右衛門より去年九月ニ古酒式升田後村市郎右衛門より増田平次郎様手形ニして取寄、爾今失念代銀不遣候由にて、兵右衛門より増田様へ代取ニ参候由、此方ニハ覚無之由にて組頭安二郎方迄被仰付候、吟味仕らせ候処ニ、市郎右衛門払候儀失念ニ候、殊ニ似せ手形仕候ニ付閉門申付置候、式升銀四匁八分、只今迄ノ元り五匁七分六り取立、兵右衛門ニ相渡遣候。

八月八日松井様・小泉様より

一 当郡より割木、船ニ而積出し、鳥取并他国へも廻し申候様ニ御聞および被遊候ニ付、吟味仕様子相尋口上書取出候様候様ニ被仰付候、浜大谷ハ牛馬ニ而鳥取へ出候ニ付、船ニ而ハ出し不申候、小田谷より太田迄負出し、太田村ニ而船ニ而積申候ニ付高山十四郎へ申遣候。

一 例年通岩本御蔵繕ニ若林八郎右衛門様八月十日より岩本へ御引越被成候由、雜事薪木村々割符申付くれ候様庄や茂兵衛〔欠損〕候、八月十一日より同十八日迄上構より雜事・薪木出し被申候、十九日より塩見谷〔欠損〕組ニ而申候、八月廿五日迄ニ御仕廻被成候。

御蔵繕ニ

一 竹・うな・くい木御入用ニ而上構へ被仰遣候由、わり式拾メ。

一 土佐縄三束下構ニ割出させ申候。

一 浦富二居申候非人頭多二郎家屋祢くさり迷惑仕候由断申二付、葺替申付候、かや百束・なわ三束・竹三束

右之通村々へ割符八月廿日迄二出し候様ニ申渡候。

一 浦富御番所入江才兵衛様ノ長屋破損仕候由にて、此度在方御普請奉行若林八郎右衛門様へ被仰付御建直し被成候、入用栗木五寸角壹丈尺木廿式本上構、同四本長同断六寸角門柱ノ由上構、松四本長式間壹尺・式尺廻り上構、やなか竹四十本、三十本ゆい七束、かや百廿五上構。

一 松八本長式間 安二郎組 一粟丸太十六本・長九尺 久左衛門組

四寸角

壹尺廻り

四十本ノ内

一 松拾本長壹丈〔次替〕 一松三十本・長壹丈壹尺 久四郎組

壹尺六寸廻り

壹尺二寸廻り

一 竹八束五十本ゆい 久左衛門組

一 かや五十 安二郎組 一同五十 久左衛門組

一同廿五 久四郎組 一なわ壹束 久左衛門組

一同壹束 安二郎組 一同五わ 久四郎組

八月九日

一 但馬船二而割木当郡より積出し申由御聞被遊、銘々存届積出し申候歟、他国二も積廻し申候歟、何れノ道二も吟味仕口書取指越候様ニと被仰付候、吟味仕候処、私構二ハ塩見谷二而割木売申候へとも、是ハ鳥取へ銘々二持参申二付、船二而廻し不申候、小田谷・湯谷ノ者、但馬者より前銀借り例年鳥取へ積廻し申候、尤当国他舟も右之通毎年積廻し申候、此段御断申上候へハ、他国舟内借ノ分大庄やより通り手形相添、木主上乘仕積廻し申様ニと被仰付候。

一 久松ノ下大川ゆがミ、往還ノ道二切込居申候二付、川筋御掘替之儀浜大谷より奉願候、左候ハ、古川之間私新開二可仕段奉願候、八月廿二日ニ弥掘替被遣候筈ニ御用場より被仰付候、九月十四日より御掘払被成候、古川之間ハ船へ被為下候、開立候様ニと被仰付被下候。

一 八月十五日気多郡長瀬村ノ者ノ由、年比五十計ノ女非人ノ底〔体〕ニ而当村参、殊外足ノ病難儀仕候而、長瀬へ送り出し被下候様ニと頼申二付、庄や次右衛門・組

頭久四郎相談二而、送り状相添当村より送り出し候所ニ、湖山村ニ而相果申由、依之当村二而いか様首尾ニ而送り出候歟、右両人口書取差越候様ニと同十七日二被仰下候、吟味仕候処病人共不相見、足いたミ申様子ニ而願申二付、村より送り出し申由、其通口書取上ケ申候。

一 陸上村得左衛門・平七兩人六月廿二日御用塩積廻し申候所ニ、御郡様〔郡奉行〕より払所二指図被遊、塩高目録被成候処、御用塩二払申内外御家中様へ銀払御座候二付、御吟味之上ニ而八月廿四日入蔵被仰付候、十月廿四日文昭院様御法事大赦二御免被遊候所ニ戻し申候。

一 式上番わせ 八月廿五日限

一 四番わせ 九月廿日限

一 五番わせ 十月十日限

岩本御蔵毎年之通延・藁・縄払申覚

一 荏拾六枚 内拾三枚上構

三枚下構 壹枚陸上・壹枚岩本・壹枚浜大谷

こたぐり

一 縄拾束 内八束上構

式束下構 五わ町・四わ本浦富・五わ牧谷・三わ小羽尾・三わ

大羽尾

一 藁三拾束 内廿五束上構

一 五束 下構 岩本

八月廿七日

一 田後村奥谷へきんとうと申伝候塚有之、度々不思議共多候二付此度辻堂建立申度由、願二付聞届奥書いたし遣候、埒明申候。

塩見谷

一 上野山（後欠）

八月廿八日

一 御年貢大豆、畑高二五歩掛り二払候様二と被仰付候。

当郡二而廻船持

一 田後彦次郎・同村加左衛門・田後源六・網代与一兵衛。

一 岩本兵右衛門・大羽尾佐平次。

一 田後源介・同村仁三郎・同村市左衛門・同村長次郎・網代七三郎・同村半右衛門。

九月八日

一 上野山御番所弥此度建申二而、大工五人申付候様二と被仰付、九月十日より上野迄差越候様二と被仰付候、御下奉行与次兵衛殿御指図ヲ請大工相勤候様二と被仰付候。

右之内式人上構より遣し被申候、残り三人下構

浜大谷権大夫 蔵見林大夫 町浦富吉右衛門申付候

備前大工二かへ遣候 備前大工二かへ遣候

一 筆申入候、然ハ御用之鮭、例年之通取次第早々御会所へ払せ可被申候、払候ハ、此方へも注進可有之候、最早吉番鮭指上ケ可被申存候、左候ハ、注進可有之候所ニいまだ注進不承候、随分無油断取候て指上候様二可被申付候、恐々謹言。

九月十日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

九月十三日

一 湯山村坂島御免札願書上り埒明申候。

九月十四日小嶋様より御書十五日夜ル高山より参、十六日朝帰申候。

一 鳥取より着類之たくい質物有之候、吟味仕候様二と被仰付候、色物別紙へ御書付被下候通組頭中へ申渡候、村々判形取置候。

同十六日

一 式拾石式斗三升 小羽尾村四番御年貢米川口様

通見改押切いたし申候

同日

一 廿壹石五斗壹升 池田彈正様 一 拾壹石五斗式升 神戸平介様

一 四石壹斗八升 初野左兵衛様 一 四石八斗御蔵払

合四拾式石壹升 蔵見村四番払米押切申候

同日

一 四石八斗五升 中村四番米 山岡様通改押切申候

御年貢船二而積廻し申加路入津通写し

九月十四日 同廿一日 九月廿七日

一 四拾俵 本浦富村 一七拾俵 牧谷 一五拾俵 岩本村

九月廿七日 九月廿八日 同日

一 廿六俵 本浦富村 一八十五俵 牧谷 一三十八俵 相谷

通二載ル 小切手遣ス 小切手遣ス

九月廿九日 十月四日 十月八日

一 八拾三俵 本庄村 一百拾三俵 牧谷 一廿壹俵 本浦富

十月十四日 同日 同十八日

一 百六拾八俵 牧谷村 一拾七俵 大羽尾 一五拾五俵 牧谷

同日 閏十月八日 同九日

一 廿五俵 相谷 一四拾壹俵 牧谷 一三拾四俵 本浦富村

閏十月九日 同十三日

一 四拾五俵 牧谷 一廿七俵 小羽尾村

正徳六年

一 五、六年跡、田後御年貢麦払不申二付、本村より断申候書付。

一 久松ノ下ほりか(堀替え)へ場弥五郎・孫右衛門・勘七式枚、甚右衛門・喜介・半二郎・

又次郎・甚兵衛・利兵衛。

一 御取立目録十月七日二上ケ申候、去年も此通二上ケ申候、使湯村新兵衛・高山

彦大夫・海士久左衛門遣候。

一 文章院様七回忌二付、十月十二日より同十四日迄於慶安寺二御法事御執行被

御蔵番相勤い申候、御蔵番迄二而ハ迷惑仕候二付、其段御蔵奉行河崎権大夫様より御勘定所へ御断被成申遣候、依之梶浦蔵人様へ御勘定所御様御相談之上二而、右間屋兵右衛門と孫右衛門兩人ニ被仰付候、尤御蔵之内ニい申船宿ハ不成候二付、宿ハ兵右衛門計仕候様被仰付候、口銭ハ半分ツ、取申ハづ被仰付候。

一 御膳糶米四石御預ケ被仰付候。

内式石 上構二預ル

内式石 下構二預ル

一小豆五斗

右御膳糶米・小豆右之通被仰付候間、例之通可被申付候、以上。

閏十月五日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

閏十月十日

一 豊前守様御葉煮候御用薪桑木長サ壹尺五寸より貳尺迄、壹尺繩ニして壹束急ニ高木仁左衛門様へ持参候様ニと被仰付、久左衛門組ニ申渡し払わせ申候、中村より貳束申候、代五匁亥ノ正月十五日私請取手形ニて御郡様奥書被遊、高木仁左衛門様ニて請取申候、使海士村助右衛門。

一 豊前守様御（後欠）

閏十月廿八日

一 荒改之儀二付御條ニ而申渡候、別紙御條目有之候。

十一月三日

一 増田平次郎様御越、江戸より之御條目浦々ニ而唐船ニ融合無之様ニ、又ハ少ニ而も調物不仕候様ニ、同所二船つなき留い申候ハ、曲事ニ可被仰付候由、浦懸り村中男ノ分ニ被仰渡、家守ノ分ニハ印判形被仰付候、御條目自分も写置候、尤舟改も被成帳面ニ被成候。

十一月五日小嶋惣左衛門様より

一 十一月五日御勘定所より平し御帳参候、田中藤内様・吉田藤介様兩人より御添状ニ而参候。

一 牛銀十一月十四日二銘々兩人共二付出払付申候。

十一月廿四日惣左衛門様より

一 十一月十五日（池田様）宍州様より牧谷権現山へ御代参、御歩行衆被遣候間、牧谷より山迄ノ間雪ノほど難知候而、人ヲ付候様ニと被仰付申渡候。

十一月十二日同十四日ニ参候

一 金銀割合遣取ノ御法（公儀）東より被為仰付御條目、并ニ鳥取より被為仰付候御條目式通共ニ請取、村々へ申渡候。

一 岩本村御蔵詰り申候二付御囲之儀被仰付、御下奉行惣大夫殿、十一月廿日ニ御越、竹木・繩・蕙割符申渡候。

一新木長式間六拾本 上構 一同長九尺木式拾本 下構

一 から竹三十本結 拾五束 一土佐繩 四束

内五束下

内壹束五わ下

一 わら百五十しめ 内五十しめ上構より

八十しめ下構より

一 □壹枚 上構より出ス

右之通被仰下、両構ニ割申候、人夫ハ上構より式拾人出申候、残り岩本村より出申候。

十一月廿四日小嶋様より

一金銀遣取御條目二付、國中包銀ニ替候切り三つ宝銀・四つ宝銀ヲよりわけ申候

二付、不残ミだきニ罷成、銀見善兵衛殊外御用ニいそがそしく、諸方銀包差つかへ申二付、十一月十四日より御定被遣候。

十一月廿四日 御用銀包

同 廿五日 御家中銀包

同 廿六日 町在ノ銀包

右之通尤廿六日より已後も右之日達二三兩ニ包候様ニ被仰付候。

一 御下札付御運上銀ハ、上銀ヲ以上納被仰付候。

一 舟御運上銀、右同断。

一 酒御運上銀ハ四宝銀ヲ以上納被仰付候、来年よりハ上銀ヲ以上納ノはづ。

一諸口銭ハ四宝銀ヲ以上納被仰付候、来年よりハ被仰出ニ准し員数可被仰付由ノ事。

一十一月十五日より諸事売買取遣新上銀ヲ以直段相定候様ニ被仰付候、元禄銀・宝永銀・中銀・三つ宝銀・四つ宝銀何れニ而も被仰出、割合ヲ以遣取仕候様ニ被仰出候。

一御支配切手十一月晦日限ニ払付候様ニと被仰付候。

一浦富大工当春二ノ丸御普請ニ罷出相勤申候、作料銀請取不足御座候ニ付、残銀御渡被下候様ニと願申ニ付、十一月廿八日御用場へ願書共ニ指上ケ遣候。

十二月四日竹内様・野嶋様

一在御小人五人浜大谷、同五人真名村、右両村ニ御立可被下と被仰付候。

十二月十一日

一湯賃・宿賃・駄賃・人足賃金ノ御制札此度御調、直ニ古法之通ニ御定被仰付候、湯賃・宿賃ハ来亥二月朔日古法之通取遣候様ニ被仰渡候、駄賃・人足賃ハ当十二月十五日より古法之通取遣仕候様ニ被仰渡候、御制札も御調直し可被下由、浦富ニも宿賃・人足賃御制札壹枚有之、十二月十三日ニ御用場ニ御指上ケ申候。

一岩本御蔵拾五軒蔵(尾垂)おだり前ニ御囲被成候処ニ、又々詰り申候ニ付御蔵所より御断被成候、此方よりも御用場へ御断仕候、十二月七日ニ御下奉行惣大夫殿又々御越、此度御計小屋かこい被成候、八日より十一日迄ニ而御仕廻被成候。

一雑木三拾五本長式間 内式拾本 上構

一唐竹三拾本結拾束 十五本 下構

一土佐繩拾束 内七束 上構

一土佐繩拾束 三束 下構

一土佐繩拾束 内六束 上構

一土佐繩拾束 四束 下構

一わら三尺ニして百束 内六拾しめ 上構

一わら三尺ニして百束 四拾しめ 下構

一戸壹枚 岩本村へ申付出させ申候

右人夫ハ岩本村より出し申候、錠かぎつほかけはねノ様成ものハ御用場より御

調御持參被成候。

十二月十二日

十二月 一船賃之儀今吹銀ヲ以上納仕筈、今吹銀無之候ハ、いつれノ銀ニ而も此度御割合御定之通候ハ、払候様ニと御船手増田平次郎様よりも被仰下候。

岩本御蔵かざり物

一ミさい木七拾式本 一かさり竹五拾本

一いつり葉 一繩壹束 ことくり

右之通例年上構より出ス。

一門松廿四本 内六本浜大谷村 一五本 町浦富

式本本浦富 五本牧谷 式本小羽尾

式本大羽尾 式本陸上

一ミのくミかざり 岩本村より例年仕候

一うら白 田河内 大根三十本くがミ村

右之通下構ニ割符仕候。

一筆申入候、然ハ福永惣兵衛居室、去年御繕被仰付候、入用式百三拾五匁六分ニ候、前々より御山奉行屋鋪ハ構之御郡より指出ス事ニ候、三郡へ割符申付候間、其御郡より七拾八匁三分五厘三毛在御用場迄取立払可被申候、恐々謹言。

十二月廿二日 小嶋惣左衛門

大谷村 徳兵衛殿

高山村 重四郎殿

十二月晦日

一江戸より被仰出唐船同湊付不仕様ニ、其外見付次第ニ早速御注進仕候様ニ、又ハぬけ積物買取不申様ニと段々被仰出之御書付式通、十二月晦日ニ浦富御番所入江分太左衛門様より御構ノ浦々へ申付、其上ニて分太左衛門様へ庄や中判形ニ参候様ニ被仰下、則相触申候。

享保元年

戌暮払酒御運上払覚

町浦富住谷 町浦富鹿野や
一七拾五匁 九右衛門 一五拾目 太郎助
町浦富瀧本屋
一七拾目 半九郎
合百九拾五匁 戌ノ十二月払申候。